

第2章

人権課題に対する取組

1 インターネット上の人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷による名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など、インターネット上において、人権に関わる様々な問題が発生している。また、このようなインターネット上の人権侵害は、後記2から16までに掲げる個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解決する上でも必要不可欠である。

さらに、近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていることに鑑み、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するため、令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）では、侮辱罪の法定刑の引上げが行われた（同年7月7日施行）。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

(1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

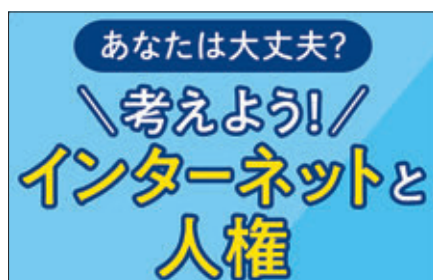
特に、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、全国の法務局・地方法務局において、中学生等を対象として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施している。

また、中学生・高校生やその保護者等を対象とした啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！インターネットと人権」や啓発動画「なくそう！インターネット上の人権侵害」を作成するとともに、啓発冊子「あなたは、大丈夫？ 考えよう！インターネットと人権〈四訂版〉」の配布のほか、SNS・掲示板等のインターネット上で発生している誹謗中傷等の根絶を呼び掛ける啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」（全4編）や様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のこと じゃない。（インターネット編）」等のYouTube法務省チャ



啓発冊子
「あなたは、大丈夫？ 考えよう！
インターネットと人権〈四訂版〉」

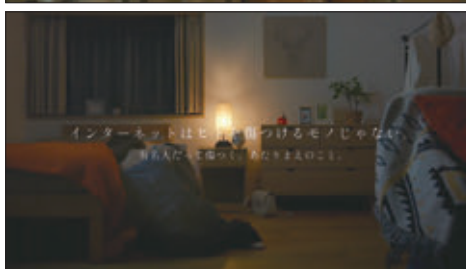
ンネルでの配信に加えて、インターネット広告を実施している。



啓発動画
「あなたは大丈夫？考えよう！
インターネットと人権」



啓発動画
「なくそう！インターネット上の人権侵害」



啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。令和7年中の私事性的画像に関する相談等の中で、同法違反により65件を検挙し、そのうち63件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ウェブサイト上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座である「e-ネットキャラバン」の実施や、青少年のインターネット利用に係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」の作成・公表を行っている。

また、後記「違法・有害情報相談センター」によるセミナーを通じて、安易な個人情報の投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

エ こども家庭庁を始めとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等

を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、令和2年9月に、インターネット上の誹謗中傷に対して早急に対応していくべき取組を具体化するため、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表し、各府省や産学民のステークホルダーと連携して取組を推進している。

また、総務省では、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）の適切な運用の支援に努めており、令和3年4月には発信者情報の開示の簡易・迅速化のため、同法の改正を行い、新たな裁判手続を創設した。同改正法は令和4年10月に施行された。

さらに、令和6年5月にも改正を行い、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付けることとなった。同改正法は、令和7年4月1日に施行されている。

また、平成21年度から総務省が運営を支援している違法・有害情報相談センターでは、行政機関や民間団体等の相談窓口との連携体制を構築し、各機関の取組に関する相互の理解の促進と、機能の相互補完を目指した連携を図っている。令和7年度は6,715件（前年度：6,403件）の相談が寄せられた。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、「情報流通プラットフォーム対処法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」における法務省の人権擁護機関による削除要請に関する記述をも踏まえ、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるとともに、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報についても削除を求めるなどしている。

また、法務省の人権擁護機関が行う削除要請の実効性を向上させるため、法務省の人権擁護機関の取組についてプロバイダ等により理解を深めてもらうべく、プロバイダ等と意見交換を行うなどの取組を進めている。

さらに、法務省人権擁護局は、削除されるべきものの基準等について法的に整理することを目的として開催された有識者検討会の取りまとめ（令和4年5月）において示された、インターネット上の投稿に関する違法性の判断基準等についての考え方や

方向性等を踏まえた削除要請に取り組むとともに、関係省庁と連携してプロバイダ等にもその内容等について理解を求めるなど、削除要請の実効性のより一層の向上に努めている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

このほか、総務省及びSNS事業者団体である一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構と共同して、「#No Heart No SNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する関連省庁等の各種の相談窓口を整理したフローチャートを掲載し、人権相談窓口の周知・広報を行っている。

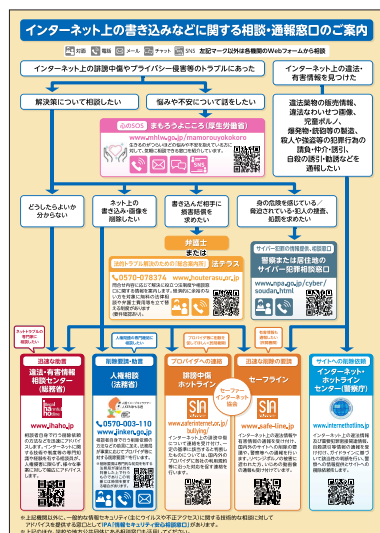
また、インターネット上で誹謗中傷等による権利利益侵害を受けた被害者が自身でプラットフォーム事業者に対して削除依頼を行うことを支援するため、一般的な削除依頼の手順や大規模なプラットフォーム事業者への削除依頼の方法、削除依頼文例を記載した「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」を作成し、令和8年3月から法務省ウェブサイト上で公開している。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
インターネットに関する人権侵犯	1,736	1,721	1,824	1,707	1,569

（法務省人権擁護局の資料による）



SNS利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内



インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き

(3) インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通じて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

トピックス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備について

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、青少年を含めた国民生活の利便性向上にとって欠くことができないツールとなっている。

こども家庭庁による令和7年度の「青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果によれば、10歳以上18歳未満のインターネット利用率は99.0%に上るほか、平日のインターネット利用時間の平均は、過去最長の約5時間27分となっており、利用率の拡大とともに利用時間の長時間化が進んでいることがうかがわれる。

政府では、令和6年に策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利

用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」等に基づき、一層の取組を推進しているが、一方で、インターネット上には、青少年の健やかな成長を著しく阻害する青少年有害情報が氾濫しているのみならず、SNS等が悪用されて重大な犯罪被害につながっている。加えて、青少年自身が誹謗中傷等の加害行為を行ってしまう事案も顕在化しているほか、実在の児童を基礎として性的ディープフェイク画像が生成されてしまうなどの新たな問題も生じている。

こうした状況の下、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護に係る国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、課題及び論点の整理を行うため、令和6年11月、こども家庭庁に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」が設置された。

同ワーキンググループにおける議論を経て、令和7年8月に「課題と論点の整理」が取りまとめられ、年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保することや、そのためにより幅広いステークホルダーが具体的な方策を講ずること、また、青少年自身のインターネット・リテラシーの底上げ等の多面的かつ総合的な対応を行うことなどが検討の基本的方向性として示され、これに沿って検討すべき個別の課題とそれぞれの論点が整理された。

政府ではこれを踏まえて、令和7年8月にこども家庭庁成育局長を議長とする関係府省庁連絡会議を設置し、翌9月には「課題と論点の整理」に基づく工程表を取りまとめた。今後は、この工程表に沿って必要な検討や取組を進めるとともに、中長期的な検討を要するものについては令和8年中を目途に具体的な内容を取りまとめることとしており、引き続き、関係府省庁が連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組んでいく。

2 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において、男女平等の原則が確立されている。

我が国では、社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、現実には今なお、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。また、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も依然として多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、国、地方公共団体及び常時雇用する労働者の数が101人以上の民間企業等の事業主は、女性の活躍状況の把握・課題分析を行った上で、数値目標を掲げた行動計画を策定することや、策定した行動計画並びに公表が必須とされている男女間賃金（給与）差異及び女性管理職比率等の女性の活躍状況に関する情報の公表等を行うこととされている。

さらに、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき、令和8年3月に「第6次男女共同参画基本計画」を閣議決定した。同計画に基づき、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実、教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進等に取り組んでいる。

女性に対する暴力等への取組については、同計画等に基づき、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力等への対策等を推進している。また、配偶者への暴力の防止及び被害者の保護等については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が施行されて以降、同法に基づき施策を推進している。

加えて、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が令和6年4月に施行された。同法に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助等多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間の団体の協働による早期からの切れ目ない支援の実施について推進している。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談

所において人権相談に応じている。また、女性起業家に対するハラスメントに関する相談も受け付けている。人権相談等を通じて、配偶者やパートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアルハラスメント等の女性に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待事案に関して、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の推移は、次のとおりである。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
女性に対する暴行・虐待	435	430	383	331	472

（法務省人権擁護局の資料による）

～女性起業家に対するハラスメントに関する人権相談について～

法務省人権擁護局

【要点】
 起業家、スタートアップ関係者等がハラスメントなどの人権侵害に直面した場合、全国の法務局における人権相談が利用可能です。
 「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、ひとりで悩まず、ご相談ください。

○相談体制

- ・法務局及びその支局において、窓口での面接相談のほか、電話などでも相談を受け付けています。
- ・匿名での相談や、被害を受けた本人以外からの相談も可能です。
- ・性別を問わず、どなたでも人権相談が可能です。
- ・相談内容や個人情報などの秘匿は厳守いたします。
- ・相談は無料です。

みんなの人権110番
0570-003-110

○相談後の対応

- ・相談内容等を踏まえ、必要に応じて法務局職員又は人権擁護委員が人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて警察など様々な関係機関の紹介を行うなど、適切な措置を講じます。

【留意事項】

- ・相談一問一答の対応ではなく、必要に応じて調査を行います。
- ・調査は関係者の同意の協力を得て行います。
- ・世評調査は関係者の理解を得て、自主的な改善を図ることを主な目的とするもので強制力はありません。
- ・調査の結果によっては、懲罰事実が認定できない場合があります。

【留意事項】

- ・相談一問一答の対応ではなく、必要に応じて調査を行います。
- ・調査は関係者の同意の協力を得て行います。
- ・世評調査は関係者の理解を得て、自主的な改善を図ることを主な目的とするもので強制力はありません。
- ・調査の結果によっては、懲罰事実が認定できない場合があります。

女性起業家に対するハラスメントに関する人権相談について

(1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進

ア 内閣府では、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県及び政令指定都市担当者を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施している。

また、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ウェブサイト、メールマガジン、SNSを活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のウェブサイトを通じ、提供している。

加えて、女性活躍推進法に基づき、国・都道府県・市区町村においては、より実効性の高い行動計画の策定や女性活躍情報の公表等の取組を進めている。内閣府では、策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」を整備し、サイトの周知を図っている。また、女性デジタル人材・女性

起業家、女性防災リーダーの育成や役員・管理職への女性登用、様々な要因により困難や不安を抱える女性へのNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組について、地域女性活躍推進交付金により支援を行っている。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。令和7年度は、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

ウ 厚生労働省では、女性活躍推進法の実効性確保のため、企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援している。また、女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベース」を運用するとともに、企業や求職者を始めとした利用者の活用を促進するため、本データベースについて利便性の向上を図った。加えて、令和7年6月に、女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異の情報公表義務の対象を常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主に拡大すること等を含む改正法が成立した。

エ 経済産業省では、「なでしこ銘柄」を通じて女性活躍推進企業の先進事例を発信するとともに、企業におけるダイバーシティ経営の推進のため、経営陣の考え方や具体的取組方法等を示したレポート（令和7年4月公表）や好事例を掲載した中小企業向けリーフレット、自社の取組を振り返る「ダイバーシティ経営診断ツール」等の各種支援ツールの普及を図っている。

(2) 法令・条約等の周知

ア 内閣府では、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、報告会、刊行物や内閣府ウェブサイト（<https://www.gender.go.jp/>）を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約、国際会議における議論等、男女共同参画・女性活躍のための国際的規範、基準、取組の指針等の広報に努めている。

令和7年度は、G20女性活躍担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム、第80回国連総会「第4回世界女性会議30周年記念ハイレベル会合」等の国際会議の概要について、内閣府ウェブサイトへの掲載を行い、その成果等の周知に努めた。

イ 外務省では、女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を、外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>）に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

(3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発動画「あなたは大丈夫？

考えよう！デートDV」や各種ハラスメントなどの職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のことじゃない。（ドメスティックバイオレンス編・セクシュアルハラスメント編）」等をYouTube法務省チャンネルで配信等している。



啓発動画「あなたは大丈夫？
考えよう！デートDV」



啓発動画「『誰か』のことじゃない。」

(4) 男女共同参画を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨の周知を図っている。また、学校現場において、男女の尊重や自分を大事にすることへの理解を深めるための教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消を推進するため、小・中学生を対象にした教材、指導の手引及び保護者向けの啓発資料の活用を促した。さらに、教育委員会や学校等に対し、初任者研修や校内研修等における、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭するための教員研修プログラムの活用を促した。

加えて、学びを通じた女性の社会参画を促進するため、令和2年度から実施している「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」において、多様な年代の女性の社会参画を支援するため、これまで開発した教育プログラムや先進的な取組事例を全国の大学・女性教育団体、企業等へ紹介するとともに、今後の女性のキャリア形成支援の在り方を議論する全国シンポジウムを開催した。

独立行政法人国立女性教育会館（令和8年4月1日から独立行政法人男女共同参画機構）は、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成を目指し、地方公共団体、男女共同参画センター、女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究、情報の収集・提供を行っている。

(5) 職場におけるハラスメント対策の推進

厚生労働省では、女性を含め多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、職場におけるハラスメント対策に取り組んでいる（詳細は113～114頁参照）。また、令和7年6月に、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等を含む労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）が成立した。

(6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は、基幹的農業従事者の約4割を占め、農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが、経営への参画や地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため、地域をリードできる女性農林水産業者の育成を支援するとともに、女性の役割を適正に評価し、その能力が発揮されるよう、農山漁村において女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人や団体の表彰への支援、「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を中心とした男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発を行った。

また、第5次男女共同参画基本計画に基づき、農業委員や農協役員及び土地改良区の理事への女性参画を推進するため、地方公共団体等に対して働きかけを実施するとともに、研修コンテンツ「性別に基づく一方的な思い込み～地域における役割・分担の再点検～」等のチラシを作成し周知を図った。さらに、地域の農業関連組織のトップを対象に「農業リーダーズサミット2025－変革の時代を生き抜く地域農業の在り方－女性登用の意義」の開催等により、農業委員会において、女性農業委員の割合が令和6年度に14.4%（前年度14.0%）（農林水産省調べ）、農業協同組合において、女性役員の割合が令和6年度に11.2%（前年度10.7%）（農林水産省調べ）、土地改良区の理事に占める女性の割合が令和6年度に2.6%（前年度1.4%）（農林水産省調べ）に、それぞれ上昇した。

(7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

ア 男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から同月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、地方公共団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

内閣府では、令和7年度の運動においては、「DVや性暴力に気づいたら、相談されたら。そのとき、私たちにもできることがある。」を主なメッセージとしたポスター等を作成し、全国の都道府県、市区町村、関係団体等に協力を呼び掛けるとともに、ポスターやリーフレットの配布、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用の推進等により、広報活動を実施した。

また、配偶者等からの暴力の被害者を支援するため、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに全国共通番号「#8008（はれれば）」を導入し、相談窓口の更なる周知を図っている。令和2年4月から、「DV相談プラス」により配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間の電話相談、チャット相談等及び外国語での相談の対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、相談員が必要と判断した場合には、関係機関等への同行支援等も行っている。さらに、相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象としてオンライン研修教材を提供している。

性犯罪・性暴力の被害者支援としては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）について、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化や連携・協力する医療機関における支援環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇などの運営の安定化及び質の向上を図っている。また、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備するため、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の運営や、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」の実施をしている。さらに、性犯罪・性暴力被害者等が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成・提供するとともに、研修を実施した。

このほか、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施している。

また、AV出演被害について、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。）による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、ワンストップ支援センター等における被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発を継続的に実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	129,491	122,478	122,211	126,743	127,796
DV相談プラスにおける相談件数	52,697	54,489	47,971	44,972	45,858

（内閣府の資料による）



ポスター
「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード（表面）



DV相談ナビカード（裏面）



ポスター
「若年層の性暴力被害予防月間」

イ 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110）を設置している。令和7年10月1日からは、相談内容に応じた振り分け機能を導入しており、同ダイヤルの1番において女性の人権に関する相談を受け付けている。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

このほか、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、未成年者取消権の対象ではなくなった者から、AV出演被害を始めとする各種消費者トラブルに巻き込まれたなどの人権相談を受けた場合には、被害者保護に係る各種法制度を踏まえた助言を行うなど、適切に対応している。

ウ 「令和7年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」（警察庁）によれば、令和7年中のストーカー事案の被害者は女性が86.9%を占めている。

警察では、ストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材（パンフレット・DVD等）を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイトにより、ストーカー事案に関する情報を発信している。

また、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。

3 こども

我が国が締約国となっている「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。)は、締約国が、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している(第42条)。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は12万8,859件(対前年度比18.2%増)と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は76万9,022件(同5.0%増)となっている。「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価できるが、その一方で、いじめの重大事態の件数は1,404件(同7.5%増)となっており、教育上の大きな課題となっている。

また、令和7年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、507人(対前年比10.9%増)であった。内訳としては、小学生151人(同7.9%増)、中学生259人(同8.4%増)、高校生97人(同24.4%増)となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、令和7年には、教育関係事案のうち、学校におけるいじめ事案が1,422件、体罰に関する事案が61件、不適切な指導に関する事案が445件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵犯事件数(開始件数)		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
教育関係	学校におけるいじめ	1,169	1,047	1,185	1,202	1,422
	体罰※1	51	75	74	79	61
	不適切な指導※2	—	—	—	—	445
児童に対する暴行・虐待		253	216	268	219	256

※1 令和6年までは、「教育職員による体罰」の件数として集計。

※2 令和7年から集計を開始。
(法務省人権擁護局の資料による)

いじめや児童虐待の問題など、憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に「こども基本法」(令和4年法律第77号)が成立し、翌年の令和5年4月に施行された。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定された。同大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指し、政府全体のこども施策の基本的な方針等が定められている。

(1) こどもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等に加え、全国中学生人権作文コンテスト（14頁参照）を実施している。また、人権擁護委員が中心となって、人権教室（15頁参照）、人権の花運動（17頁参照）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（123頁参照）等、各種人権啓発活動を実施している。

さらに、文部科学省との連携により、人権教室の活用を始めとして、学校等と法務省の人権擁護機関の更なる連携強化を図り、いじめ等のこどもの人権問題の防止に取り組んでいる。

令和7年度は、こども自身が「自分には大切な権利がある」ということを実感するとともに、大人がこどもの権利を守る責任についての理解を深め、こどもが安心して成長できる社会づくりにつなげることなどを目的として、啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約～児童の権利に関する条約～」の改訂版や啓発動画「よくわかる！こどもの権利条約～児童の権利に関する条約～」の作成のほか、こどもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告を実施した。

加えて、啓発冊子「みんなともだち マンガで考える『人権』や「『いじめ』させない 見逃さない」を全国の法務局・地方法務局に配布し、啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」及び「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」、「『誰か』のこと じゃない。（いじめ編・児童虐待編）」や「全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品等を題材にした啓発動画等をYouTube法務省チャンネルで配信するなど、人権啓発活動の充実に努めている。

イ こども家庭庁では、こども基本法の規定や同法附帯決議、こども大綱に基づき、こども基本法のパンフレット・動画やこどもの権利に関するリーフレットをこども家庭庁ウェブサイトに掲載し、各種シンポジウム、イベント等で配布・紹介すること等を通じて、こども・若者が権利の主体であることを含め、児童の権利条約及びこども基本法の趣旨や内容について広く発信している。令和7年度には、公益財団法人日本ユニセフ協会と共催する、こどもの権利普及啓発のための「こどものけんりプロジェクト」を引き続き推進し、同協会との共催によりシンポジウム「こどもの“こえ”を聴く」を開催した。また、大阪・関西万博や自治体主催イベントにおいて、こどもの権利を学べるブース「ジーン&ケーンのけんりさがし」を出展したほか、民間団体や企業等が主催するイベントにも出展するなど、様々な場面で幅広い世代に向けた啓発に取り組んだ。

また、こども家庭庁を始めとする関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月までにかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネッ

ト・新学期一斉行動」を展開しており、期間中、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。



啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約＜二訂版＞」



啓発動画「よくわかる！こどもの権利条約～児童の権利に関する条約～」



啓発冊子
「みんなともだち
マンガで考える『人権』」



啓発冊子
「『いじめ』させない
見逃さない」



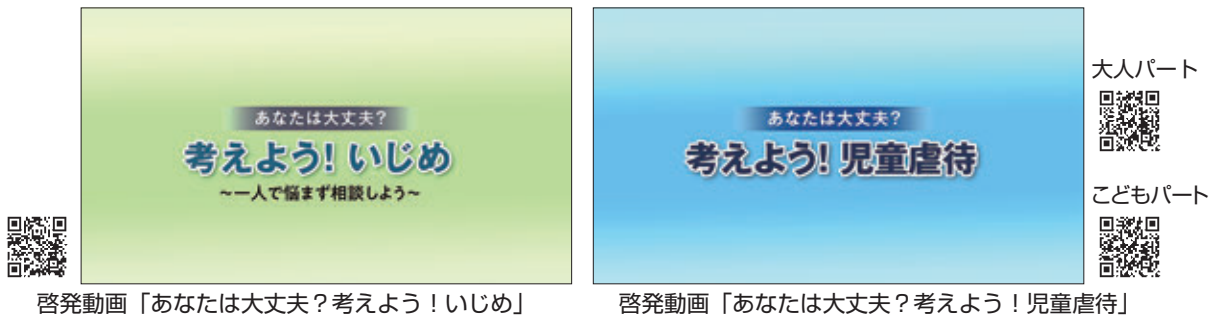
保護者向け普及啓発リーフレット「毎日ネットに触れる子どもたちを守るために」



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」（いじめ編）



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」（児童虐待編）



啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」

啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」



リーフレット「ちかごろよく聞く こどもの権利って!？」

(2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳において、善悪の判断等の内容を扱うとともに、体験活動等を生かすなどの充実を図っている。

また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、健全育成のための体験活動推進事業や、学校教育における人権教育を推進するための「人権教育研究推進事業」を実施した（8頁参照）。

社会教育においては、その中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ こども家庭庁では、学校等での出張講座を実施し、こども基本法や児童の権利条約の趣旨や内容について、周知啓発に努めている。令和7年度は、学校等計6か所に赴き、教育関係者等に講演を実施した。さらに、独立行政法人教職員支援機構「校内研修動画シリーズ」にて児童の権利条約の考え方や内容、こどもたちがこどもの権利を学ぶ意義等について解説した研修動画を制作し、教職員支援機構ウェブサイト上に公表した。

また、毎年5月5日の「こどもの日」から同月11日までの1週間を「こどもまん

か「児童福祉週間」と定め、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

令和7年度は、「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「いつだって まんまるまんなか こどもたち」を「こどもまんなか 児童福祉週間」の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。



ポスター
「こどもまんなか 児童福祉週間」

(3) 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

(4) 「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進

こども家庭庁では、保育所等において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

(5) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中、平成25年6月のいじめ防止対策推進法の成立を受け、文部科学省では、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定し、平成29年3月に改定を行った。当該基本方針においては、学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことを記載している。当該基本方針の中では、障害のある児童生徒や外国人の児童生徒、性的マイノリティに係る配慮が必要な児童生徒など、学校として特に配慮を要する児童生徒に関わるいじめについて、教職員がそれぞれの児童生徒の特性への理解を深め、当該児童生徒のニーズや特性等を踏まえた適切な指導を行うことが必要であることも示している。令和6年8月には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、いじめの重大事態の発生を未然に防止するため、学校いじめ対策組織が平

時から実効的な役割を果たし、学校設置者とも連携した対応を行うために必要な取組等を示した。

このほか、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」と名称変更）を実施している。

加えて、いじめを政府全体の問題として捉え直し、関係省庁の知見を結集し、対応すべき検討課題を整理し、結論を得たものから随時速やかに対応していく政府の体制を構築するため、文部科学省及びこども家庭庁を共同議長とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」を開催しており、令和7年11月に開催した会議においては、「いじめ防止対策の更なる強化について」（令和6年11月いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）の対応状況等の確認を行い、いじめの重大化を防ぐための留意事項集・研修用事例集を公表した。また、令和8年1月に開催した会議においては、SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けたこどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について取りまとめた。

暴力行為については、未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、毅然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校、教育委員会等に要請した。

さらに、令和8年1月には、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、各学校及びその設置者に対して、暴力行為やいじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備、暴力行為やいじめが見過ごされていないかの確認、被害児童生徒の安全確保と心身のケア及び加害児童生徒への毅然とした対応等、児童生徒の安全・安心の確保のために緊急に取り組むべき事項等について通知した。

また、いじめや暴力行為等、様々な課題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーや、福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校における教育相談体制の整備を支援している。さらに、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行っている。

加えて、夜間・休日を含め24時間いつでもこどものSOSを受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」を整備している。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、地方公

共同体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備に向けた支援を行っている。

このほか、見守り活動などにより、学校におけるこどもの安全・安心を守るため、スクールガード・リーダーの配置の支援を行っている。

イ こども家庭庁では、社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、令和5年度から、地方公共団体の首長部局において、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業を実施するとともに、学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として活用し、いじめの重大事態調査等を行う地方公共団体に対し、第三者性の確保等の観点から助言を行っている。

ウ 文部科学省及びこども家庭庁では、令和5年度から、各学校設置者等が作成したいじめの重大事態の調査報告書を収集し、その分析を通じて、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、国全体でのいじめの重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげている。令和7年1月には「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」を設置し、有識者の参画を得て、計9回の会議を開催して重大事態調査報告書の分析を行った。そして、分析の結果得られたいじめの端緒・予兆や重大化要因等を、各学校の設置者及び学校における未然防止等に活用することを目的に、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」、「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」として取りまとめ、令和7年11月に公表した。

エ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動、学校警察連絡協議会の開催等を通じて、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、いじめ事案を把握した場合には、事案の悪質性、重大性及び緊急性、被害児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、いじめ防止対策推進法の趣旨等を認識しつつ、学校等との緊密な関係を構築するなどして、的確な対応を推進している。

また、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

オ 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関を相談窓口として、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

(6) 児童虐待防止のための取組

児童虐待防止対策としては、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、「民法」（明治29年法律第89号）などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として高い水準にあり、令和6年度には22万3,691件となっている。こどもの生命が

奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

児童相談所における児童虐待の相談対応件数が依然として増加傾向にあり、また、育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきているなど、子育て世帯への支援の充実やそのための体制強化に取り組む必要があることから、令和4年6月、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等こどもや家庭を支える事業の創設を行うこと等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）が成立した。なお、同法においては、上記のほか、一時保護時の司法審査の導入や、こども家庭福祉の現場において相談援助業務等を担う者の専門性向上のための実務経験者向けの認定資格の導入等の改正も盛り込まれ、令和6年4月1日から施行（一時保護時の司法審査に関する部分は令和7年6月1日施行）されている。

また、児童虐待の予防等を目的とした令和4年改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、こども家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化する必要があることから、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において特に重点的に実施する取組を決定するとともに、令和4年12月、児童相談所の体制強化について「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定した。同プランでは、これまで「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に沿って行われてきた児童福祉司の増員等による体制強化の取組を更に進め、令和8年度末までに児童福祉司を7,390人体制とする目標を設定し、体制強化に取り組むこととしている。

さらに、民法における懲戒権に関する規定（民法第822条）が児童虐待を正当化する口実になっているという指摘がなされてきたことを踏まえ、令和4年12月に「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号）が成立し、民法について親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる改正がされた。児童福祉法及び児童虐待防止法についても、民法の新たな規定に合わせる改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られている。

ア こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、同期間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発している。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

令和7年度は、「知らせよう あなたが あの子の声になる」を期間中の標語とし

て決定し、各種広報媒体に掲載したほか、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム withほっかいどう」やポスター・リーフレット・啓発動画等により、児童虐待防止に向けた広報啓発に取り組んだ。

また、児童虐待を受けたと思われるこどもを見付けたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び児童相談所相談専用ダイヤルを運用しており、それぞれ通話料の無料化を行い、利便性の向上を図っている。さらに、虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築に向け、令和3年度に相談システムの設計・開発を行い、令和5年2月から本格的な運用を開始している。

このほか、「こども家庭審議会児童虐待防止対策部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、事例から明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行ってきた。令和7年9月には、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第21次報告）」を取りまとめた。

第21次報告においては、心中以外の虐待死（44例・48人）では、0歳児死亡が最も多く（68.8%）、うち日齢0日児が48.5%を占めた。また、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「妊婦健康診査未受診」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

イ 文部科学省では、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等についても周知している。

また、平成31年2月の関係閣僚会議決定を受け、令和元年5月に学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月一部改訂）を作成し、公表するとともに、同年8月には、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、「児童虐待への対応のポイント」（令和7年11月一部改訂）を作成し、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を周知した。令和2年1月には、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、積極的な活用について周知した。



ポスター「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（児童相談所虐待対応ダイヤル189）」

このほか、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。また、児童虐待の未然防止や早期対応のため、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進にも取り組んでいる。

ウ 警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、早期に現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認することを徹底するとともに、事件化すべき事案については厳正な捜査を行っている。また、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告等を実施し、児童相談所等との情報共有を図るなど、関係機関と緊密に連携しながら、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底している。

エ 法務省では、「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」を設置して検討を進め、令和2年2月に取りまとめた「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づき、各地の法務省関係機関が有する資源・ノウハウを児童相談所等の求めに応じて提供するなど、関係機関と連携して児童虐待防止対策に取り組んでおり、法務省の人権擁護機関においては、職員や人権擁護委員による人権教室や「こどもの人権SOSミニレター」等による人権相談を実施している。

(7) 体罰等の問題に対する取組の推進

体罰は、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や、部活動指導に当たっての留意事項を示した通知を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、体罰の防止に関する取組を実施してきた。不適切な指導の防止については、令和4年12月に改訂した生徒指導提要において、不適切な指導と考えられる具体例を挙げながら、体罰や不適切な言動等がいかなる児童生徒に対しても決して許されないことを示した。部活動及び地域クラブ活動に関しては、令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で適切な指導の実施を求めてきたが、令和7年12月に同ガイドラインを改定する形で策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」においても、引き続き暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶を求めている。

体罰等の根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており、令和7年12月には、国公私立学校における体罰等の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は419人、不適切な指導等により懲戒処分等

を受けた者は693人となっている。

(8) こどもの性被害に係る対策

こどもの性被害に係る対策については、令和4年5月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で取組を推進している。また、弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できなかったり、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいなどの課題を踏まえ、性犯罪の成立要件をより明確化することなどを目的として令和5年6月に成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）の趣旨・内容の周知及びこれらの法律も踏まえた厳正な対処・取締りの強化、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の全国展開、被害の申告をしやすくし、その支援を強化するための各種相談窓口の充実等、様々な取組を着実に実施し、対策の強化を図っている。

さらに、令和6年4月、「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」が取りまとめられた。同年6月には、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号）が成立し、令和8年12月25日に施行される。施行後は、学校や保育所を始め、教育・保育を提供する事業者は、従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談や相談、研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認、従事者により児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる場合の防止措置等の取組が義務付けられる。令和7年12月に、制度の対象となる事業者が表示することができるこまもろうマークを制定し、令和8年1月には、制度の詳細となるガイドラインを策定したところであり、引き続き、制度の対象となる事業者・従事者や、こども、保護者を始めとする国民全体に対する周知等、必要な準備を着実に進めている。こうした取組を通じ、単なる制度の周知や運用にとどまらず、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現に向けて、社会全体の機運を醸成していく。

いわゆる児童ポルノ等については、平成26年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行



こまもろうマーク（認定事業者）



こまもろうマーク（法定事業者）

為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は同年7月に施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については、平成27年7月から適用されている。

警察では、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組等を推進している。また、警察庁ウェブサイトにおいて、「なくそう、子供の性被害。」と題して、児童ポルノ事犯の検挙・被害状況、被害防止対策、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、国民意識の向上を図っている。

さらに、文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)を踏まえ、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、内閣府と共同で「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導の手引等を作成し、令和3年4月に公表した。以降、文部科学省では、幼児期・小学校・中学校・高校の各段階における授業等での活用を促し、令和7年度は、全国の学校等において「生命(いのち)の安全教育」の実施が更に推進されるよう、全校実施を目指す教育委員会等の取組を支援するほか、学校等における幼児や児童生徒の発達段階に応じた指導の参考となる指導例動画を作成し公表するとともに、社会情勢の変化や学校現場の意見等を踏まえ、教材及び指導の手引きの拡充・改訂を行い、より現場のニーズに対応できるものとし、更なる普及・展開を図った。

児童生徒等に対する性暴力等の防止等については、本来こどもを守り育てる立場にある教員がこどもに性暴力等を行うということは断じてあってはならないという基本理念の下、令和3年5月には、第204回国会において議員立法である「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)が衆参全会一致で成立し、令和4年4月1日から施行された(データベースに関する規定については、令和5年4月1日から施行)。

同法では、教育職員等による児童生徒等への性暴力等(以下「児童生徒性暴力等」という。)は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であることとされたほか、教育職員・児童生徒等に対する啓発、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等(児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げとなった者)に関するデータベースの整備などが規定された。また、特定免許状失効者等に対しては、免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授

与することができることが規定された。特定免許状失効者等に関するデータベースについては、令和5年4月1日から稼動しており、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公立の別や常勤・非常勤等の採用形態を問わず、必ずデータベースを活用することが義務付けられている。

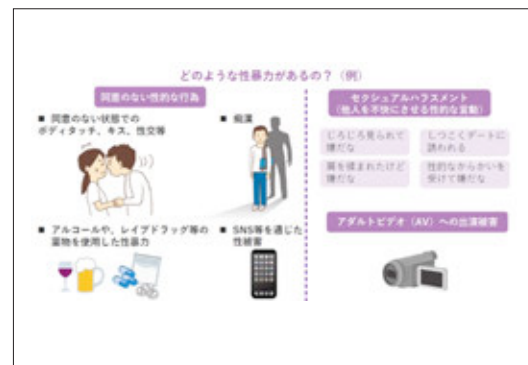
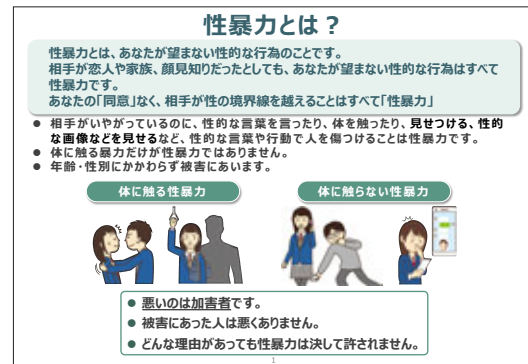
同法に基づき、文部科学省では、本法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を令和4年3月に策定したほか、令和5年3月には、データベースに関する規定の施行に合わせて通知を発出し、データベースの運用等に係る注意事項とともに、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策全体について、学校及びその設置者が行うべき主な対応をまとめたチェックリストを添付し、改めて趣旨や留意事項を周知した。また、教育委員会や学校における教員に対する研修や意識啓発の取組がより効果的なものとなるよう、令和4年度には、啓発動画や研修用動画、好事例集等を作成・公表した。

児童生徒性暴力等を行った保育士の再登録手続の厳格化等に関する必要な改正を盛り込んだ令和4年改正児童福祉法が令和5年4月に施行された。こども家庭庁では、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者（特定登録取消者）の情報が記録されたデータベースの運用を令和6年4月1日から開始した。

AV出演被害については、令和4年6月、AV出演被害の防止及び被害者の救済を図るため、AV出演被害防止・救済法が制定された（31頁参照）。

法務省の人権擁護機関では、性的な暴力の事例を含めたデートDVに関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」（28～29頁参照）や性的虐待の事例を含めた児童虐待に関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」（34頁参照）を作成するなどの各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談窓口の周知等を行っている。取り分け、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、未成年者取消権の対象ではなくなった者から、AV出演被害を始めとする各種消費者トラブルに巻き込まれたなどの人権相談を受けた場合には、被害者保護に係る各種法制度を踏まえた助言を行うなど、適切に対応している。

また、文部科学省では、卒業直前の高校生等に向けた「生命（いのち）の安全教育」啓発資料に、AV出演強要等の性産業への望まない従事等は性暴力であること等を記載するとともに、身近な被害実態、性暴力が起きないようにするためのポイント、性暴力被害に遭った場合の対策・相談先等を記載している。



「生命（いのち）の安全教育」教材、啓発資料

(9) 無戸籍対策

女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法の嫡出推定制度により、夫又は元夫が子の父と推定されることとなるが、他に血縁上の父が存在すること等を理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されることなく、無戸籍のままとなることがある。このような無戸籍の発生は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題である。

法務省では、無戸籍の解消のため、①市区町村の窓口等から得られた情報により、各法務局において無戸籍者の情報を把握し、②把握した情報に基づき、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡、個別に訪問するなど、一人一人に寄り添い、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援し、③裁判費用等の相談があった場合には、「日本司法支援センター」（以下「法テラス」という。）での民事法律扶助制度について案内し、④法務省に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するとともに、各法務局において市区町村、弁護士会等の関係機関と協議会を設置するなどの「寄り添い型」の取組を進めている。また、無戸籍者やその母親等の関係者に相談を促すため、ポスター及びリーフレットの配布や、法務省ウェブサイト及び無戸籍解消の流れに関する動画等のウェブコンテンツを法改正等に対応させて充実させるなどして、周知を図るとともに、各法務局においても相談窓口を設けている。

平成26年9月から行っている無戸籍者に関する情報集約により、累計5,331人の無戸籍者を把握し、そのうち合計4,662人の方が戸籍に記載されたところであり（令和8年3月10日現在）、引き続き無戸籍の解消のための取組を進めていくこととしている。

さらに、無戸籍が発生する原因の一つと指摘されてきた嫡出推定制度の見直し等について、母の婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定すること等が盛り込まれた民法等の一部を改正する法律が、令和4年12月10日、第210回国会（臨時会）において可決成立し、同月16日に公布、嫡出推定制度の見直し等に関する規定については令和6年4月1日に施行されている。本改正によって、嫡出否認の訴えを提起することができる者の範囲及び出訴期間が見直されるとともに、施行前に生まれた子や母についても、施行日である令和6年4月1日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することが可能となったことから、施行前の令和5年12月11日に、無戸籍と把握している方に対して、個別に改正法の内容を通知するなどした。その上で、令和7年2月にはフォローアップ調査として全国の法務局に対し、アンケート調査を実施するとともに、改正法の経過措置規定の対象となる方のうち、特に必要な裁判上の手続をとる見込みのある方に対しては、その期限内に確実に手続がとられるよう改めて適切な働きかけを行うことを求める事務連絡を発出した。その後、全国の法務局に対し実情を把握するための調査をした上で、無戸籍者ゼロに向けて今後取り組むべき事項等を議論するため、令和8年3月に無戸籍者ゼロタスクフォースを開催した。



無戸籍でお困りの方へ
(法務省ウェブサイト)



ポスター
「戸籍に記載されていない方へ」



リーフレット
「あなたや子どもの戸籍をつくる
第一歩を私たちが支えます」



リーフレット
「子どもの戸籍のこと
一人で悩まずご相談ください」



(10) 条約等の周知

外務省では、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の適確な実施に、関係府省庁と協力して努めており、条文その他の情報を外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>) に掲載し、その内容の周知に努めている。

文部科学省では、毎年開催している「人権教育担当指導主事連絡協議会」等において、同条約等の周知に努めている。

こども家庭庁では、こども基本法の規定や同法附帯決議、こども大綱を踏まえ、令和6年度に実施した児童の権利条約の認知度調査（簡易版）等を参考として、条約の趣旨や内容についての効果的な周知啓発に努めている。また、児童の権利条約に関する情報をこども家庭庁ウェブサイト (<https://www.cfa.go.jp/policies/international/convention>) に掲載している。

(11) 保護者の信仰に起因した被害者等に対する支援の取組

「旧統一教会」問題に端を発して、社会的に問題となっている宗教2世・3世と呼ばれるこどもや若者が抱える様々な悩みについては、取り分け被害が潜在化しやすく、法的トラブルに加え、精神的な困難や貧困など複合的であることから、これらの被害を救済するため、関係各機関が緊密な連携を図りつつ、適切な対策を講ずることが必要となる。

令和6年1月16日に設置された「『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」の第1回会議（同月19日）において取りまとめられた、「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策に基づき、関係府省庁において、各種取組を推進しているところである。令和8年3月に旧統一教会の清算手続が開始されたが、同閣僚会議幹事会において、「清算手続開始後の『旧統一教会』問題の被害者等支援策」が取りまとめられたことを受け、引き続き、支援策を継続することとしている。

(12) こどもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を全国の法務局・地方法務局に設置しているほか、若年層でも利用しやすいチャット人権相談（法務局LINEじんけん相談）を全国で受け付けるなど、こどもが相談しやすい体制を取っている。取り分け、令和7年8月27日から9月2日までの1週間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」とし、これらの相談窓口の平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。

また、法務省ウェブサイト上の「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」 (<https://www.jinken.go.jp/>) のほか、1人1台端末等からインターネットブラウザを

介して相談可能な「こどもの人権SOSチャット」を開設するとともに、「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払いの便箋兼封筒）を全国の小・中学校の全児童生徒に配布しており、子どもたちがより相談しやすいよう様々な手段を用意し、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めている。

これらの人権相談等を通じて、いじめや体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノによる被害など、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

特に、児童虐待については、「こどもの人権SOSミニレター」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待等を発見するための手段として活用し、虐待の疑われる事案を認知した場合は、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者の速やかな保護、被害者の家庭環境の改善、見守り体制の構築を図るなどして、虐待を受けたこどもの人権救済を図っている。

なお、「こどもの人権SOSミニレター」等を端緒に人権侵犯事件として立件し、令和7年中に救済措置を講じた具体例については、資-48頁のとおりである。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
こどもの人権110番相談件数	15,419	16,824	19,251	13,971	13,058

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
こどもの人権SOSミニレター相談件数	11,194	8,710	7,511	7,677	6,713

（法務省人権擁護局の資料による）



ポスター「こどもの人権110番」



ポスター「『こどもの人権相談』強化週間」

こどもの人権 SOS ミニレター



悩みを書いて
ポストに入れてね!
(切手はいらないよ)

ひみつは
守るよ



SOSミニレターは、2006年4月1日より開始されています。

小学生用

こどもの人権 SOSミニレターって?

あなたが悩んでいたことや困っていることを、あなたの方になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。

どんなことでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて送ってね。

お友達が困っているときも相談してね。

入読って?

あなた一人の悩みが、
寄せられていくことで、
天啓や啓示のことです。

どんな人が
返事をしてくれる?

あなたの人権を
守る立場に
立っている人権委員や
関係の職員が返事をします。

※相談内容によっては、返答が実現しにくい場合があります。

このレターは、SOSミニレターに添付して送付する必要があります。
(1) SOSミニレターを添付して送付すること、(2) 送付先が不明な場合は、
送付先が不明な場合があります。

SOSミニレターの使い方

1 悩んでいること、
悩んでいることが
ある人は……

2 それをSOSミニ
レターに書いて、
送ろう!

3 人権委員や
関係の職員が
あなたの悩みを
読んで返事を
します。

SOSミニレターは、電話、LINE、チャット、メールで相談することもできます。

電話で相談

こどもの人権 **110番** **0120-007-110**

(受付時間: 平日 午前8:30～午後5:15)

LINEで相談

LINEじんけん相談

こちらから友だち追加してね

(受付時間: 平日 午前8:30～午後5:15)

学校のタブレット(1人1台端末)で相談

こどもの人権 **SOSチャット**

こちらからアクセスできるよ

(受付時間: 平日 午前8:30～午後5:15)

メールで相談

こどもの人権 **SOS-eメール**

こちらからアクセスできるよ

東京法務局・東京都人権推進委員会

いつでも読んでね!

こどもの人権 **SOSカード**

いつでも読んでね!

困ったことをなんでも相談してね。

連絡先: こどもの人権 **110番**

0120-007-110

(受付時間: 月曜～金曜 午前8:30～午後5:15)

※本番電話は、スマートフォンからもかけられます。
※本番電話は、24時間受付ではありません。

4 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっており、高齢化はますます進行している。

このような中、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、養護者又は高齢者の親族等による本人の財産を不当に処分する等の経済的虐待等といった高齢者の人権問題は、依然として深刻な状況にある。

(1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「高齢者の人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しており、高齢者虐待防止等をテーマとした啓発動画「虐待防止シリーズ 高齢者虐待」を全国の法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

令和7年度は、高齢者虐待に関する事例や認知症について考え



啓発動画
「『誰か』のことじゃない。
—支え合う共生社会の実現に向けて—」



啓発動画「あなたは大丈夫？
考えよう！高齢者の人権」

ることを通じて、高齢者の人権について学ぶための教材として、啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！高齢者の人権」を作成した。また、高齢者を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画についても、YouTube法務省チャンネルで配信している。

(2) 高齢者福祉に関する普及啓発

厚生労働省では、令和7年9月15日の「老人の日」から同月21日までの1週間を「老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体は、「みんなで築こう 健康長寿と地域共生社会」を標語とする「令和7年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。

また、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深め

るため、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定められている。厚生労働省では、認知症の人や関係団体等とともに、「新しい認知症観」（注1）の理解を促進していくことから、ポスター及びリーフレットの作成・周知を行い、全国各地で行われるイベントの情報とともにウェブサイト上でも掲載し、「認知症の日」及び「認知症月間」の普及啓発を図った。さらに、大阪・関西万博において、認知症に関するエリアを出展し、認知症の人が生きる世界・見える景色のVR体験や認知症希望大使（注2）による認知症の人本人のメッセージなどを紹介する展示等を実施した。

（注1）認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

（注2）認知症を自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信する者

（3）学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

（4）高齢者の学習機会の充実

令和6年に策定された「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）においては、オンラインの活用も含めた多様な学習機会の提供を図ることとしており、公民館等の社会教育施設等において、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

（5）ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「エイジレス社会の構築に向けて」をテーマに、令和7年10月に「高齢社会フォーラム」を熊本県熊本市で開催した。

また、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和7年度は、個人32人及び32団体を選考し、内閣府ウェブサイト等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

(6) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人の募集・採用に当たっては、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネット等、全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、厚生労働省令が定める例外事由として、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

(7) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。令和7年10月1日からは、相談内容に応じた振り分け機能を導入しており、同ダイヤルの2番において高齢者の人権に関する相談を受け付けている。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者に対する暴行・虐待	131	81	107	95	72
社会福祉施設における 高齢者に対する人権侵犯※	16	23	19	14	14

※令和6年までは、「高齢者福祉施設における人権侵犯」の件数として集計。
（法務省人権擁護局の資料による）

5 障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

障害者施策については、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要である。我が国では、令和5年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第5次）」に基づき、同年4月から障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁が連携し、同計画に基づく施策を着実に実施しているところである。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。また、令和6年4月には、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする同法の改正法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）。以下「改正障害者差別解消法」という。）が施行されている。

また、平成30年12月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が公布・施行され、同法に基づき、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめて公表している。

加えて、令和6年7月3日の旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で国の損害賠償責任を認める最高裁判決を受け、政府は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての府省庁の閣僚を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置した。この本部の下、障害当事者からの意見聴取を重ねつつ検討を進め、同年12月27日に、子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進、公務員の意識改革に向けた取組の強化、ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化等を柱とする、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（以下本項において「行動計画」という。）を策定した。行動計画では、「これまで障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視はあってはならないものである。」とし、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、「我が国は、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見や差別をはじめ、障害のない人を基準とし障害のある人を劣っているとみなす態度や行動と決別しなければならない。」とされている。

(1) 共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）では、毎年12月3日から同月9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞受賞者に対する内閣総理大臣表彰、障害及び障害のある人に関する理解を促進するための、オンラインセミナー及び体験をテーマにした障害の特性を知っていただくためのワークショップの開催等、国民意識の向上に向けた取組を行った。

令和7年5月には、行動計画に基づき、インクルーシブな社会に向けて、障害の有無にかかわらず楽しみ、交流することができる相互理解のきっかけをつくることを目的とするイベント「ともともフェスタ2025」を迎賓館で初めて開催した。行動計画では、このほか障害のある人による支援や啓発の取組として、障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発活動について一覧的に内閣府ウェブサイトで情報発信することとしている。

また、令和7年6月に公布・施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」では、9月23日を「手話の日」と定めている。内閣府では、同日にオンラインシンポジウムを開催するとともに、同日、レインボーブリッジのブルーライトアップを実施した。

これに続き、令和8年3月まで、鳥取県、静岡県、京都府、福岡県、岩手県において、地元の聴覚障害者団体の協力のもと、ブース出展（パネル展示、手話教室、「聞こえない」体験等）、講演会等を実施した。このほか、学校生活の場面などを舞台とする手話学習の動画を内閣府ウェブサイトに公開することとしている。



ポスター「障害者週間」



ポスター「ともともフェスタ」

(2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、啓発動画「知っていますか？ 障害者差別解消法」や啓発冊子及び啓発動画「障

害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～〈改訂版〉」、障害のある人
の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動
画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」、様々な人権問題を自分の問題と
して考えることを呼び掛ける啓発動画『誰か』のこと じゃない。(障害のある人編)」
等の様々な啓発資料について、全国の法務局・地方法務局での配布や貸出し、
YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

なお、啓発冊子「人権の擁護」を始めとする各種啓発資料には、音声コードを導入
し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

令和8年2月7日には、『あなた』と『わたし』がつながるシンポジウム～『気づ
き』がつくる共生社会～」をオンライン開催し、障害の有無にかかわらず人が心でつ
ながる共生社会に向けて、今日からできる行動を一緒に考え、行動につなげてもらう
ことを目的として、「障害の社会モデル」や「心のバリアフリー」について、講演で“知
り”、疑似体験を通して“感じ”、みんなで“考える”3つのプログラムを障害当事者等の
参画を得て実施した。

さらに、全国の法務局・地方法務局においては、社会福祉協議会などと連携し、車
椅子体験、パラリンピアンによる講話、パラスポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケット
ボール等）等と、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」に関する人権擁護委
員による人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を全国各地で実施した。



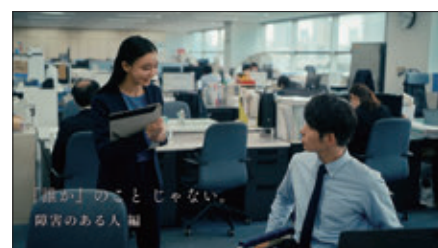
啓発動画
「知っていますか？ 障害者差別解消法」



啓発冊子
「障害のある人と人権～誰もが住みよい
社会をつくるために～〈改訂版〉」



「『あなた』と『わたし』が
つながるシンポジウム」



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」



イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ウェブサイトの開設を行っている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html）。

(3) 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等

内閣府では、令和6年4月の改正障害者差別解消法を踏まえ、事業者や行政機関への周知や、相談体制の充実等に取り組んでいる。

（周知啓発・事業者に向けた調査）

改正障害者差別解消法においては事業者による合理的配慮の提供が義務化された。これを踏まえ、障害のある講師による講演を含む、企業担当者のためのオンラインセミナーを開催し、障害者差別解消法の概要や企業での取組について講演を配信した。

また、令和8年1月に、行動計画に基づき、民間企業や業界団体における対応指針への対応状況に関する調査を実施した。

（公務員に向けた周知啓発）

行動計画に基づき、内閣府では、多様な種別の障害当事者を検討に加え、障害当事者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた障害者差別解消のための公務員向け研修教材を新たに作成し、全府省庁の幹部職員向け研修を内閣人事局と共催し実施した。令和8年度には、一般職員向けにも職員研修が開始される予定である。

また、地方公共団体の職員向けの障害者差別解消法に関する研修会を全国6か所で実施した。

（相談体制の充実）

地方公共団体における障害者差別に関する相談窓口の設置促進に取り組んでおり、約6割の自治体でワンストップ相談窓口が設置されている（令和7年4月現在）。また、内閣府では、「つなぐ窓口」を同年4月から本格実施し、障害を理由とする差別に関する相談に対して法令の説明や適切な窓口等につないでいる。同年9月には専用のサイトを新設し、従来の電話・メールに加え、相談フォームを導入した。また、事前登録なしで電話リレーサービスを利用できる手話リンクも導入した。令和7年度は2,094件の相談を受け付けた。

（事例収集・共有の強化）

行政機関等や事業者における障害者差別解消の取組に資するよう、「不当な差別的取扱い



障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト



の禁止」、「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体的事例208件を、検索機能を持つ「障害者差別解消に関する事例データベース」に掲載している（令和8年3月末現在）。



障害者差別解消に関する
事例データベース



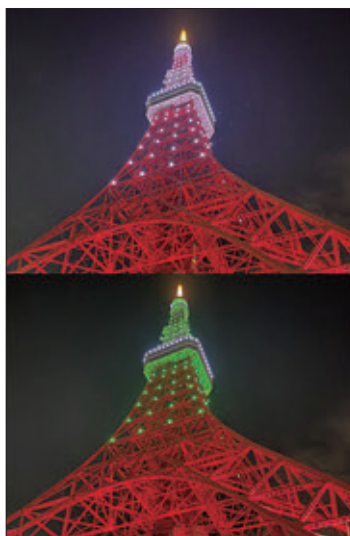
「つなぐ窓口」専用ウェブサイト



(4) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では、地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解が広まるよう、情報発信を行っている。

また、10月10日「世界メンタルヘルスデー（国際記念日）」に合わせて、厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけとして、令和元年から精神障害者に対する理解を深めるための啓発イベント等を開催している。令和7年においては、昨年に引き続き、人気キャラクターを応援サポーターとした2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）・東京タワーでの広報活動や各自治体等への普及啓発資材の配布を行い、厚生労働省の世界メンタルヘルスデー特設サイトにて当日の様子を掲載した。



東京タワーのシルバーと
グリーンライトアップ
（令和7年10月10日／
写真：特定非営利活動法人
シルバーリボンジャパン）



2025年日本国際博覧会
（大阪・関西万博）
イベントポスター
（資料：厚生労働省）



世界メンタルヘルスデー 2025
（厚生労働省ウェブサイト）

(5) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

ア 障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のあるこどもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるよう、連続性のある多様な

学びの場を整備することが大切である。文部科学省では、障害のあるこどもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」や医療的ケアを行う「医療的ケア看護職員」を法令上位置付けるとともに、各学校における配置実績を踏まえて、年々拡充を図ってきたところである。

また、小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について、平成29年度から基礎定数化するとともに、平成30年3月には「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」（昭和37年政令第215号）を改正し、平成30年度から公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とした。令和5年3月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、通級による指導の充実も含め、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について各教育委員会等に周知した。さらに、令和6年度から、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行っている。

イ 障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。平成30年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」及び平成30年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」において、障害のある人の生涯学習の推進について初めて明記され、それぞれ現行の計画に引き継がれている。

文部科学省では、障害者の生涯学習の支援推進のため、調査研究による現状分析・課題整理に基づき、市町村や民間団体、大学等の多様な主体による障害児者の生涯学習プログラムの開発や、都道府県が主体となる持続可能な体制整備等に関する実践研究を実施するとともに、それらの研究成果を普及するなどして、障害者の学校から社会への移行期及び人生の各ステージにおける学びの機会充実を図っている。

特に、障害のある人の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組については、平成31（令和元）年度から、上記研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を主催し、令和7年度は全国18か所において開催した。令和7年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA 2025」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で開催した。また、障害のある人の生涯学習を支える活動について他の模範と認められるものに対して、その功績を称える文部科学大臣表彰を行っている。令和7年度は、長年にわたる個人・団体の功

績を称える「功労者表彰」について43件、新しいチャレンジや分野を超えた連携の成果が認められた「奨励活動表彰」について8件を表彰したほか、これらの活動が、今後のモデルとなり各地で広く展開されていくことを期待し事例集を作成した。このような、多様な学びの場づくりに関する情報について「共生社会のマナビ 障害者の生涯学習推進ポータルサイト」で発信している。

(6) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け、世界自閉症啓発デー日本実行委員会に参画し他の委員との協力の下、啓発活動に取り組むなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても、世界自閉症啓発デーや4月2日から同月8日までの「発達障害啓発週間」において、様々な啓発活動が実施されている。

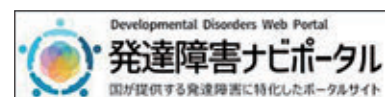
また、「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害者支援に関する調査・研究及び支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。発達障害者の暮らしや支援に関連する教育や福祉、医療、保健、労働等、様々な分野にまたがる情報を国民へ提供するため、発達障害ナビポータル (<https://hattatsu.go.jp/>) を、文部科学省と厚生労働省の協力の下、発達障害教育推進センター（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）と発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が共同で構築し、令和3年度から運用している。発達障害ナビポータルでは、支援者向けの研修コンテンツや当事者・家族向け情報検索ツールの公開、外国につながるのある発達障害児者と家族、支援者への情報提供、災害時の発達障害児者支援に関する情報発信等を行っている。

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み、発達障害者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が平成28年5月25日に成立した。本改正に基づき、国及び地方公共団体によるライフステージを通じた切れ目のない支援の実施や、家族等も含めたきめ細かな支援を推進し、発達障害者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制の構築が進められている。

イ 発達障害の可能性も含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級にも一定の割合で在籍していることが令和4年に実施した調査で明らかになった。その



ポスター
「世界自閉症啓発デー」



発達障害ナビポータル

ため、そうした支援を必要とする児童生徒を早期に発見し、切れ目ない支援を行うことが大切であるとともに、全ての教師が発達障害を含む障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害のある児童生徒等に対する支援の充実につなげるため、前記5(5)アの取組に加え、令和6年度に引き続き、効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたモデル構築や、管理職を始めとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築に向けた取組を実施している。これに加え、令和7年度から、発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援等、切れ目のない支援体制の構築に向けた取組を新たに実施している。これらの取組により得られた成果については、今後取りまとめた後、周知を図る予定である。

(7) 障害のある人の雇用の促進等

ア 障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、職業を通じた社会参加を進めていくことができるよう、各般の施策を推進してきた。

厚生労働省では、ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、障害のある人と事業主双方に対して、就職準備段階又は募集の準備段階から職場定着までの一貫したチーム支援、障害者就業・生活支援センターにおける就業面と生活面の一体的な支援、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を実施している。

平成25年の障害者雇用促進法改正では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を規定し、平成27年3月には「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）及び「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）の策定等を行うことで、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力の有効な発揮を図ってきた。

さらに、障害者雇用が着実に進展する中で、多様な就労ニーズへの対応や雇用の質の向上の推進を図る観点から、令和4年に障害者雇用促進法の一部が改正され、令和7年10月1日に全面施行されている。また、障害者雇用率制度の在り方や雇用の質の向上など、引き続き検討が必要な事項については、次期の障害者雇用率の設定や制度改正に向けて、令和6年12月から開催された「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」において議論され、令和8年2月に報告書を公表した。今後、労働政

策審議会障害者雇用分科会において制度設計の具体化に向けた議論が進められることとなる。

イ 障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」（アビリンピック）を開催している。

直近では、令和7年10月17日から同月19日までの間、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び愛知県の主催により、第45回大会が同県で開催された。

（8）障害者虐待防止の取組

障害のある人に対する虐待を防止することは尊厳の保持のために極めて重要であることに鑑み、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月に施行された。

同法においては、何人も障害者を虐待してはならないことや、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等が規定されている。地方公共団体は障害者虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、障害者虐待防止法の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し、ウェブサイトで公開している。



わかりやすい障害者虐待防止法
パンフレット



（9）旧優生保護法に関する取組

昭和23年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定していた。同法が母体保護法に改正される平成8年までの間、

旧優生保護法に基づき、約2万5,000件の優生手術が実施された。

令和6年7月3日、「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」について、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とする最高裁判決が言い渡された。同年9月30日、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）と優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会との間で、「基本合意書」が締結された。この「基本合意書」に基づき、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団等と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行うこととしており、令和7年3月27日、同年9月30日に「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」が開催された。

また、最高裁判決を踏まえ、平成31年4月24日に公布・施行された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の全部を改正し、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた者等に対する補償金等の支給等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（令和6年法律第70号。以下「補償金等支給法」という。）が令和6年10月8日に議員立法により全会一致で可決・成立し、同月17日に公布、令和7年1月17日に施行された。

こども家庭庁では、補償金等支給法に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対する補償金等の支給を行っている。また、補償金等の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、手話・字幕付きの動画や点字版リーフレット、特設サイト、新聞広告等による周知広報を実施するとともに、都道府県及び関係団体に対して積極的な周知広報を依頼する等、制度の周知に取り組んでいる。

(10) 障害者権利条約に関する取組

我が国は、平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」（平成26年条約第1号）を締結した。同条約は、障害のある人の人権や基本的自由を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

締約国から選ばれた18人の専門家から構成される障害者権利委員会においては、日本人委員として2人目となる田門浩委員が活動を行っている（任期令和7年1月～令和10年12月）。

外務省では、関係府省庁とも連携し、障害当事者を含む国民全体に対し、条約の概要や意義等について、分かりやすく利用しやすいパンフレットやウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html）の作成を通じて広報して

いる。

(11) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局において、人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル 0570-003-110（全国共通））を設置している。令和7年10月1日からは、相談内容に応じた振り分け機能を導入しており、同ダイヤルの3番において障害者の人権に関する相談を受け付けている。また、特別支援学校高等部卒業予定者や障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、障害者支援施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
障害のある人であることを理由とする人権侵犯※1	112	107	149	171	212
社会福祉施設における障害のある人に対する人権侵犯※2	22	27	31	40	13

※1 令和6年までは、「障害のある人に対する差別待遇」の件数として集計。

※2 令和6年までは、「障害者福祉施設における人権侵犯」の件数として集計。

（法務省人権擁護局の資料による）

6 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況は大きく変化した。

こうした状況の中、平成28年12月、部落差別解消推進法が施行され、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発が国の責務及び地方公共団体の努力義務として定められた。部落差別（同和問題）については、部落差別解消推進法及び附帯決議のほか、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（令和2年6月）の調査結果（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html）を踏まえ、的確に対応していく必要がある。

(1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「部落差別（同和問題）を解消しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、「部落差別解消推進法リーフレット」の配布や、啓発動画「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』／『同和問題 未来に向けて』」の全国の法務局・地方法務局における貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信を行っている。

さらに、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のことじゃない。（部落差別（同和問題）編）」や、スポット映像「出身地等の差別」編をYouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発動画「『誰か』のことじゃない。」

(2) 学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、部落差別解消推進法の趣旨等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、その中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において、人権教育に関する情報提供を行い、人権教育の着実な推進を図っている。

(3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力に基づいた基準により採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ① 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催
- ② 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催
- ③ 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ④ 公正採用選考に関する特設サイトの運用、公正採用選考について解説した啓発用動画の掲載
- ⑤ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施



パンフレット
「公正な採用選考をめざして」



ポスター
「その質問…「面接」で必要ですか？」

(4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村における部落差別（同和問題）を始めとした広

範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

(5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

(6) 不動産取引業者に対する指導及び人権問題に関する研修の実施

国土交通省では、これまで、不動産業の業界団体に対し通知を発出し、人権問題に関する教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を要請している。また、宅地建物取引士の法定講習科目に人権問題を設定し、部落差別（同和問題）を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施している。

(7) えせ同和行為の排除に向けた取組

部落差別（同和問題）を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求めるえせ同和行為は、部落差別（同和問題）の解消を阻む要因となっている。政府は、えせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降12回にわたりアンケート調査を実施しており、直近の令和6年度の調査結果を法務省ウェブサイトで公表している（<https://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。また、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引を作成し、全国の法務局・地方法務局で配布するとともに、法務省ウェブサイトで公表している（<https://www.moj.go.jp/content/001361670.pdf>）。

さらに、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、令和8年4月現在で1,103の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、随時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、全国の法務局・地方法務局での配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
えせ同和行為に関する相談件数	11	8	10	11	5

（法務省人権擁護局の資料による）

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
令和7年度	1	0	0	0	0	1	0	0	3	5
令和6年度	3	0	0	0	1	2	0	0	5	11
令和5年度	2	0	0	0	0	1	1	1	5	10
令和4年度	2	0	0	2	0	1	0	0	3	8
令和3年度	3	0	1	2	0	2	0	0	3	11

(法務省人権擁護局の資料による)

イ 都道府県警察においても、関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

ウ 経済産業省では、中小企業・小規模事業者等に対して「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為対策に関するリーフレットを配布した。

(8) 部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け、結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	308 (296)	433 (414)	448 (430)	499 (475)	509 (494)

※（ ）内は、インターネット上の識別情報の摘出事案の件数。

(法務省人権擁護局の資料による)

7 アイヌの人々

日本列島北部周辺、取り分け北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるアイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、今日では、その文化等の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、母語としてアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

(1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。

平成31年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が成立し、令和元年5月に施行された。アイヌ施策推進法では、アイヌの人々が先住民族であるという認識を示し、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められている。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組をアイヌ政策推進交付金により支援するとともに、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部会合を開催するなど、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進している。

令和2年7月には、アイヌ文化の復興等の拠点として、北海道白老郡白老町のポロト湖畔に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しており、令和7年度は約29万人が来場し、自然と共生してきたアイヌ文化に触れることを通じた理解の促進が図られた。

(2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発

ア 文化庁や国土交通省等では、アイヌ施策推進法に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化の振興等に係る事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承及び学習に資するアーカイブ作成のために、文化庁では、平成27年度から「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化事業」を実施している。さらに、同年度からアイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資

するために、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を開催している。令和7年度は、沖縄県石垣市において、対面式で開催した。また、同7年度から「危機言語話者の育成事業」も開始し、アイヌ語を対象に平取町で実施した。

イ 文化庁では、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、アイヌの有形及び無形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費への補助を行った。

(3) アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組

ア 法務省の人権擁護機関では、「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発動画の配信等、各種人権啓発活動を実施している。

令和7年度には、内閣府の政府広報提供ラジオ番組に出演したほか、インターネット広告や啓発動画「アコロ青春 a=kor アコロ〔アイヌ語で「私たちの」〕」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

なお、本啓発動画について、令和5年6月、内閣官房、法務省、国土交通省及び文化庁は、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対し、北海道への遠足・修学旅行等の事前学習教材として活用するよう依頼を行った。

また、法務省は、令和7年2月、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対し、修学旅行等でアイヌの人々に関する学習を実施予定の学校等を始め、アイヌの歴史・文化に関心のある学校等において、積極的に人権教室を活用するよう依頼を行った。

さらに、アイヌの人々に関する人権相談について、法務局と北海道との連携体制を構築するほか、法務局では北海道内の生活館等において、令和6年度からアイヌの人々の要望に応じた特設人権相談所を開設している。加えて、令和4年5月から人権教育啓発推進センターが実施する「アイヌの方々のための相談事業」について、法務省の人権擁護機関と連携している。

イ 厚生労働省では、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。



啓発動画
「アコロ青春 a=kor アコロ
〔アイヌ語で「私たちの」〕」



インターネットバナー広告

(4) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

小学校学習指導要領では、社会科において、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史を持ち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、同解説において、その学習の際には、「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする」ことが明記されている。また、中学校学習指導要領では、社会科において、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことが明記されている。

さらに、高等学校学習指導要領では、必修科目である「歴史総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や、その際、「アイヌの文化についても触れること」が明記されている。各学校においては、これらの学習指導要領に基づき、アイヌに関する指導が行われている。

加えて、北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等に関する教育・研究を行っている。

(5) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差が見られる。このため、農林水産省では、アイヌ住民居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理解の増進を図っている。

(6) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
アイヌの人々であることを理由とする人権侵犯※	0	1	6	1	0

※ 令和6年までは、「アイヌの人々に対する差別待遇」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

8 外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容とする。

我が国に入国する外国人は、令和7年には約4,243万人（再入国者を含む。）と前年に比べ約565万人増加した。また、我が国に在留する外国人数は約413万人（令和7年末現在）で、過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には無償で受け入れ、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人のこどもが公立学校に就学しやすい環境を整備している。

令和7年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は15万1,118人（文部科学省「学校基本統計」、毎年実施）である。

また、令和7年5月現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は、7万3,313人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、隔年実施）となっており、令和5年度調査より1万5,595人（約27.0%）増加している。

さらに、令和7年に実施した学齢相当の外国人のこどもの就学状況に関する全国的な調査では、約9,200人の外国人のこどもたちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が示されている。

(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発動画「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」及び「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」や、様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画『『誰か』のこと じゃない。(外国人編)』など外国人を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信したほか、外国人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子を全国の法務局・地方法務局で配布している。



啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

イ 厚生労働省では、毎年6月を「外国人雇用啓発月間」とし、労働条件等のルールにのっとった外国人雇用等について、事業主等に対し、周知・啓発を行っている。令和7年度においては、「知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、積極的な周知・啓発活動を行った。

(2) 学校等における国際理解教育及び外国人のこどもの教育の推進

国際社会においては、こどもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人のこどもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、平成31年4月に中央教育審議会に対し、新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問が行われ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についても検討し、令和3年1月26日に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられた。さらに、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人のこどもの就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に地方公共団体に通知した。また、外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、全ての教師や支援員等がこどもたちに質の高い学びを提供できるよう、総合的な見地から今後の取り組むべき施策等について検討するため、令和7年3月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、検討を進めている。これらの取組に加え、以下の施策を進めている。

- ① 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の一部改正（義務教育段階：平成26年1月14日公布、同年4月1日施行。高等学校段階：令和4年3月31日公布、令和5年4月1日施行））

- ② 平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に実施
- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 就学に課題を抱える外国人のこどもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業の実施
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育に関する指導者養成研修の実施
- ⑥ 外国人児童生徒等のことばの力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる能力記述文及び対話型アセスメントの普及
- ⑦ 教育委員会等が外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の普及
- ⑧ 学校や教育委員会等が、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図る際の実施事項を指針として取りまとめた「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」の普及
- ⑨ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の研修等で活用できる「モデルプログラム」の普及
- ⑩ 大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣の実施
- ⑪ 外国人児童生徒等の指導を担う教師が必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツ及び来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツの普及
- ⑫ 高等学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の普及
- ⑬ 外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究の実施

(3) 外国人の受入れと秩序ある共生のための取組

平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）では、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為についての禁止規定や技能実習生による申告に関する規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則も規定している。また、同法に基づき設立した外国人技能実習機構では、母国語相談窓口を設け、人権侵害に関する相談を含む技能実習生からの各種相談に対応するなどして、技能実習生の保護に努めている。

さらに、平成31年4月1日には、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行って

もなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設している。

特定技能制度においても、外国人に対する人権侵害の防止が重視されており、出入国在留管理庁では、申請及び届出に係る厳格な審査・調査や受入れ機関及び登録支援機関に対する必要な指導・助言などにより制度の適切な運用を図り、日本人と同等額以上の報酬の確保や差別的な待遇の排除に取り組むとともに、特定技能1号の外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援が着実に実施されるよう努めている。

技能実習制度及び特定技能制度については、令和6年6月14日、第123回国会において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）」（以下これらを総称して「改正入管法等」という。）が成立し、同月21日に公布された。

この改正入管法等により国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設された。

育成就労制度では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、監理支援事業を行う監理支援機関の許可基準を厳格に定め、外国人技能実習機構を改組し、外国人育成就労機構を設けるほか、やむを得ない事情がある場合のほかにも、一定の要件を満たす場合には、技能実習制度においては認められていなかった本人意向の転籍を認めることとするなどの措置を講じている。また、特定技能制度では、1号特定技能外国人支援の実施の委託を登録支援機関のみが行うことができることとするなどの措置を講じている。

直近の取組としては、令和7年10月1日までに登録支援機関の要件や監理支援機関の許可基準等を定めた特定技能制度及び育成就労制度の関係政省令等が公布された。また、令和8年1月23日に両制度の受入れ対象分野、受入れ見込数、当該分野において求められる人材の基準等に関する事項などを定める「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が閣議決定されるなど、改正入管法等の施行（令和9年4月1日までに施行）に向け、着実に準備を進めている。

また、この改正入管法等により、法務大臣が永住許可をするに当たっての要件を一層明確化するとともに、その要件を満たさなくなった場合について措置を講ずるため、故意に公租公課の支払をしないことなどを永住者の在留資格の取消事由として追加した。令和8年秋までを目途に在留資格を取り消すことが想定される事例等についてガイドラインを策定し、公表する予定である。

外国人の受入れに当たっては、外国人を社会の一員として受け入れ、その生活環境を整備していくことが重要であるため、平成30年12月25日に関係閣僚会議において決定さ

れた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、在留外国人への情報提供・相談対応を多言語で行う一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体に対して外国人受入環境整備交付金による支援を行っているほか、関連施策を積極的に推進してきた。

さらに、令和4年6月14日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において我が国が目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョン、その実現に向けて、中長期的に取り組むべき課題としての四つの重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定された。これに基づき、令和6年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定めて、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成を図るための取組を実施しており、令和7年度においては、令和8年1月18日に会場参加型の啓発イベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催したほか、同月間を中心に全国の小中高校等において、共生施策ややさしい日本語に関する授業を行う出前講座を実施するなど、各種広報・啓発活動を重点的に実施した。

令和8年1月23日には、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示す「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たに取りまとめ、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すこととした。



ポスター
「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」

(4) 条約等の周知

外務省では、人種差別撤廃条約関連文書を、外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/>) に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

(5) ウクライナ避難民に関する取組

令和4年(2022年)2月24日のロシア軍によるウクライナ侵略を受け、ウクライナから近隣国等への多数の避難民が発生した。政府では、内閣官房長官を長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと支援を行っている。

出入国在留管理庁では、これまでウクライナ避難民の方々に対し、緊急措置として生活費支援等を行ってきたところ、ウクライナ避難民のような紛争避難民等の真に保護すべき方々をより確実に保護していくために、補完的保護対象者の認定制度を創設し、補完的保護対象者に対する支援の中でウクライナ避難民に対する支援を行っている。制度

開始後は、補完的保護対象者として認定された方に対し、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど、我が国での自立に向けた支援を行っている。

厚生労働省では、令和4年4月から、医療機関向けの遠隔医療通訳サービスの中で、ウクライナ語については無料で利用できるよう支援を開始し、令和7年度も引き続き支援を実施したほか、令和4年6月には、医療機関向けにウクライナ語での説明資料を公開した。また、同年4月に、ウクライナ避難民の方々に向けて、出入国在留管理庁から子育て支援サービスとして、一時預かり事業、保育所、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、幼稚園、児童手当を掲載したチラシを送付し案内したことを踏まえ、地方公共団体に対し、ウクライナ避難民の方々から子育て支援に関する相談を受けた場合の積極的な支援を依頼した。さらに、全国ハローワークにおいて、ウクライナ避難民への就労支援を実施しており、ウクライナ語によりハローワークを周知したり、外国人雇用サービスセンター（東京、名古屋、大阪、福岡）にウクライナ語通訳を配置したりするなどして、就労支援に取り組んでいる。

文部科学省では、ウクライナ避難民のこどもの教育機会の確保や日本語教育の体制の整備、ウクライナ避難民への支援に関する一元的な問合せ窓口の設置等に取り組んでいる。

(6) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による人権相談に対応している。

また、「外国語人権相談ダイヤル」（ナビダイヤル：0570-090911（全国共通））を設置し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に応じている。

さらに、「外国語インターネット人権相談受付窓口」（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>）を開設しており、上記と同様の10言語による人権相談を受け付けている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
外国人であることを理由とする人権侵害※	59	47	83	98	55

※ 令和6年までは、「外国人に対する差別待遇」の件数として集計。
（法務省人権擁護局の資料による）

Foreign-language Human Rights Hotline.

がいこくごじんけんそうだん だ い せ る
外国語人権相談ダイヤル

你好 (Chinese) Hola (Spanish) Hello (English)

English	Don't struggle alone. Please call the "Foreign-language Human Rights Hotline".	中文	请不要一个人会做烦恼, 可以拨打“外国语人权咨询热线”。
한국어	혼자서 고민하지 마시고 “외국인 인권 상담 다이얼”로 전화해 주세요.	Filipino	Magpatung lang sa “Hotline Pang sa-Disenyo” (Hotline for Foreigners) para sa mga desisyon sa mga kaso.
Português	Não guarde suas preocupações. Ligue para o centro de consulta sobre direitos humanos em idiomas estrangeiros.	Tiếng Việt	Vui lòng gọi tới tổng đài tiếp nhận và hỗ trợ tư vấn về quyền của người nước ngoài.
नेपाली	एकै छिन्नुहुन नबस्नु, “विदेशी मानव अधिकार सुविधा” (Foreigners' Human Rights Support) मा कल गर्नुहोस्।	Español	No sufra en silencio, llame a “Centro de consulta para nacionales de otros países” (humanos en idiomas extranjeros).
Bahasa Indonesia	Jangan khawatir sendirian, silahkan hubungi “Pusat Pengaduan Komunitas Hak Asasi Manusia dalam Bahasa Asing”.	ภาษาไทย	อย่าวิตกกังวลคนเดียว กรุณาโทรแจ้ง “ศูนย์รับเรื่องร้องเรียนสิทธิมนุษยชนในภาษาต่างประเทศ”

0570-090911

受付時間 (Service Hours) 平日 (Weekdays) 9:00~17:00

Call rates will be charged.
※電話料金が掛かります。

法務省人権擁護局 ● Human Rights Bureau, Ministry of Justice

ポスター「外国語人権相談ダイヤル」

9 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

特定の民族や地域的身分など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなど社会問題化するようになった。

こうした状況の中、平成28年6月にヘイトスピーチ解消法が施行され、政府は、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な取組を進めているが、一部の地域においては、依然としてヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が継続して行われており、インターネット上でのヘイトスピーチも後を絶たず、いまだ問題となっている。

(1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、ヘイトスピーチがあってはならないということの理解を促進するための人権啓発活動に積極的に取り組んでいる。

具体的には、ヘイトスピーチに関するアニメーション動画を活用したデジタル教材の制作・公開に取り組んだほか、ポスター・リーフレットによる啓発やインターネットバナー広告を実施したり、スポーツイベントと連携したりするなどした人権啓発活動を実施した。また、外国人向けに政府広報オンラインで取組の紹介も行った。

さらに、法務省ウェブサイト (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html) において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、上記取組や、法務局・地方法務局におけるヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動等について紹介するほか、SNSにおいて定期的にコラムを配信するなどの情報発信等を実施している。

加えて、令和7年11月19日に、人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会ヘイトスピーチ対策専門部会を開催し、関係省庁及び地方公共団体との間で、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組等について情報共有を行った。

そのほか、ヘイトスピーチが多様化している現状を踏まえ、ヘイトスピーチの実態を把握して解消に向けた施策を推進するため、ヘイトスピーチの実態調査を実施することとし、令和7年度は、ヘイトスピーチの発生状況を適切に把握するための方法を検討するため、「ヘイトスピーチに関する実態調査の内容、手法等に係る有識者検討会」を開催した。同検討会は、令和8年3月、検討の結果を取りまとめ、基本的な考え方を示した。

イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することと

している。

ウ 文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をめぐる人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ヘイトスピーチに関する人権侵犯※	—	—	—	—	54

※ 令和7年から集計を開始。
(法務省人権擁護局の資料による)



ポスター
「ヘイトスピーチ、許さない。」



啓発動画
「ヘイトスピーチ、許さない。
(インターネット編)」



デジタル教材
「なくそう! ヘイトスピーチ」

10 感染症

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）や肝炎ウイルス等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。新型コロナウイルス感染症（Covid-19。以下「新型コロナ」という。）の世界的なまん延の中で我が国においても大きな社会問題となったが、感染症の感染者や患者、その家族等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受けるなどの人権問題が発生している。このような感染症をめぐる偏見や差別の解消のため、取組を推進していく必要がある。

(1) エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため、12月1日の「世界エイズデー」のキャンペーンイベントとして、令和7年12月1日に、「レッドリボンライブ2025」を開催し、著名人等による音楽・トークライブイベントを行った。また、エイズに関する電話相談事業を実施するなど、HIVとエイズに関する最新の正しい知識の普及啓発活動に努めている。

さらに、HIVとエイズの最新の正しい知識の普及啓発を目的として『「世界エイズデー」ポスターコンクール』を実施し、小・中学生の部200点、高校生の部202点、一般の部85点の応募があった。最優秀作品は世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し、全国各地で掲示することにより、HIVとエイズについて理解を深めてもらう良い機会となっている。

イ 文部科学省では、学習指導要領に基づき、学校において、エイズについて正しく理解するよう指導するとともに、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくす内容を含む教材の周知を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



ポスター
「令和7年度『世界エイズデー』」

(2) 肝炎ウイルス感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、その主な原因として、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスが挙げられる。

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウ

ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染することはない。しかし、これらのことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、また、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことが重要である。

ア 厚生労働省では、7月28日を「日本肝炎デー」と定め、この日を中心に国や地方公共団体等で様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和7年8月4日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト健康デー2025」を開催した。同プロジェクトにおいては、著名人の方々の協力を得て各自治体における普及啓発活動や、患者の経験を踏まえた肝炎への正しい理解を促す広報を行っている。

このほか、調査研究事業において、肝炎患者等からの相談事例の分析を行うとともに、肝炎患者等の置かれた状況について考えるシンポジウムの開催や、感染症患者に対する偏見差別・人権をテーマとした模擬授業を行い、調査研究の成果普及に努めている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）」について、全国の中学校に周知している。

イ 文部科学省では、感染者や患者に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



知って、肝炎プロジェクト
健康デー 2025



副読本
「B型肝炎 いのちの教育」

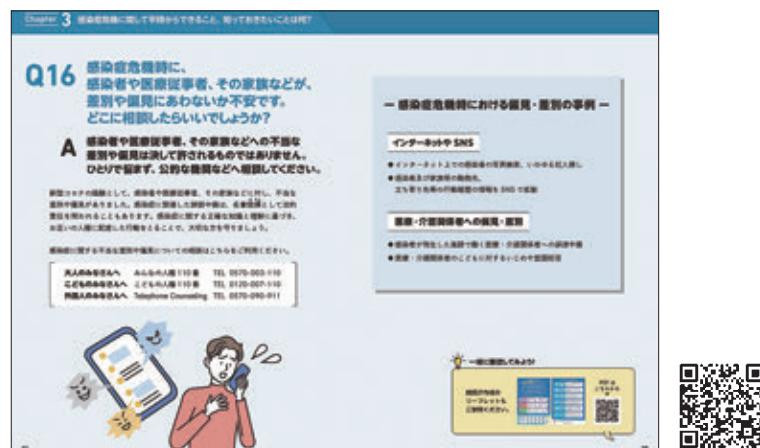
(3) 新型インフルエンザ等の感染者等に対する偏見・差別等の人権問題に関する取組

近年、新興感染症は国際的な脅威となっているが、取り分け、新型コロナウイルスに関連しては、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする様々な人権問題が発生した。このような状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が令和3年2月に改正され、新型インフルエンザ等の患者等（「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」）に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられたほか、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、令和6年7月、新型コロナウイルスへの対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重が一つの目標として掲げられた。同計画は、実効性を確保するため、毎年度の定期的なフォローアップを実施することとしており、令和7年6月には、同計画の見直し後初めてとなるフォローアップを取りまとめた。

また、同計画に係る目標を実現するための各分野の取組においては、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、発生前における国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関する啓発」等を掲げている。

ア 内閣官房では、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発するため、令和7年11月に作成した、Q&A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機－私たちができること、知っておきたいこと－」の中で、政府行動計画のポイントや国民に実践いただきたい感染対策とともに、感染症危機時における偏見や差別の相談事例や相談先についても掲載した。本冊子については、内閣官房内閣

感染症危機管理統括庁ウェブサイト（<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>）上で公表しているほか、各都道府県や都道府県を通じた市区町村への周知、文部科学省を通じた各学校への周知、法務省を通じた法務局等への周知を行った。



Q&A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機
—私たちができること、知っておきたいこと—」

イ 厚生労働省では、感染症は、誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等がないよう、発出や掲出をする情報、啓発ツールの表現に配慮した上で、引き続き広報活動を行っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、啓発動画「『誰か』のこと じゃない。（感染症編）」をYouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施している。

エ 文部科学省では、学習指導要領に基づき、学校において、感染症について正しく理解するよう指導するとともに、感染症の内容を含む教材の周知を行った。



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」

(4) 感染症をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、HIV感染者や肝炎ウイルス感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
疾病（ハンセン病を除く。）を理由とする人権侵犯※	68	49	24	11	11

※ 令和6年までは、「疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇」の件数として集計。
（法務省人権擁護局の資料による）

11 ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気である。

しかし、かつて我が国においては、全ての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで継続した。こうした長期にわたる強制隔離政策と、患者の隔離を徹底するために国主導の下各都道府県においてなされた「無らい県運動」という患者を見付け出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別が作出・助長された。

平成13年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決以後も、政府は、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発等に継続的に取り組んできたところ、令和元年7月の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けて公表した内閣総理大臣談話（以下「令和元年総理談話」という。）においては、我が国でかつてとられた強制隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

これを受けて、政府では、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催するなどして、ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組んでいる。

(1) ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では、令和2年12月に、ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化等に向けて検討を進めるため、法務省及び文部科学省と共に、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議（第3回）」を開催した。この協議において、ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の分析・解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言等を行うことを目的とした「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を設置することが決定され、令和3年度から同検討会において議論が進められ、令和5年3月に報告書が取りまとめられ、同年5月の「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議（第4回）」において提出された。

この報告書を受け、元患者及びその家族との新たな協議の場を設けるとともに、法務省、文部科学省と連携しながら、ハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けた対策の具体的な検討を行っている。

また、厚生労働省では、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。その一つとして国立ハンセン病資料館があり、平成19年の再オープン以来、①普及啓発の拠点、②情報発信の拠点、③交流の拠点として位置付け、ハンセン病及びハンセン病問題の対策の歴史に関するより一層の普及啓発に向けた取組を行っている。

平成21年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施している。令和7年度においては、6月19日に開催し、福岡厚生労働大臣、橘内閣官房副長官、藤丸衆議院厚生労働委員長、関口参議院議長、鈴木法務大臣、あべ文部科学大臣等が出席し実施した。

さらに、令和8年2月23日に、法務省、文部科学省等と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第25回ハンセン病問題に関するシンポジウム」を現地開催（せんだいメディアテーク（宮城県仙台市））とライブ配信によるハイブリッド開催をし、高校生によるハンセン病元患者やその家族・医療従事者への取材を踏まえた発表や教員による発表、大学生による発表、国立療養所松丘保養園入所者自治会会長佐藤勝氏と学芸員の対談等を行った。

このほか、平成14年度から、ハンセン病問題を正しく理解するための中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本を作成し、全国の中学校、教育委員会等に配布しており、令和7年度はパンフレット送付に合わせ、各学校においてそのまま授業で使用できる授業動画を新たに作成し、配布した。



「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑



パンフレット
「ハンセン病の向こう側」

イ 文部科学省では、例年、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知しているところ、令和6年度に引き続き、令和7年度も、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、法務省、文部科学省及び厚生労働省の3省連名で、ハンセン病問題に関する教育の更なる推進を目的とした通知を令和7年12月26日付けで発出した。同通知では、厚生労働省作成のパンフレットや法務省作成の人権啓発動画、冊子等の資料の活用・促進、国立ハンセン病資料館の講師派遣等について周知徹底を行っている。また、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、ハンセン病問題に関する教育を推進するための情報提供を行うとともに、当該地域や学校において専門的知見を活用して組織的な取組等を推進する人材の育成を行っている。さらに、令和3年12月に配信を開始した、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環としてのハンセン病問題に係る講義動画について、引き続き、周知を図った。この動画は学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進している。

加えて、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質向上を図るとともに、国公立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促している。このほか、令和元年10月に文部科学省内に設置した「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」では、ハンセン病の元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングを含む会議と関係施設の視察等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめた。



ハンセン病家族
国家賠償請求訴訟を踏まえた
人権教育推進検討チーム
(文部科学省ウェブサイト)

ウ 法務省の人権擁護機関では、「ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しており、令和元年総理談話を受けて、ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいる。

また、令和7年7月26日に、厚生労働省及び文部科学省と連携し、「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」を会場開催とオンライン配信のハイブリッド方式で開催した。

さらに、当事者の声をより多くの方々に届けることを目的として作成した啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」を周知するためのインター

ネットバナー広告及び動画広告を実施した。



みんなで学ぶ、未来を変える
ハンセン病問題人権シンポジウム



啓発動画
「～ハンセン病と家族の物語～
夢でしか帰れなかった故郷」



(2) 国連における取組

我が国は、ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には、平成20年、平成21年、平成22年、平成27年、平成29年、令和2年及び令和5年の国連人権理事会において、また、平成22年の国連総会において、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し、いずれも無投票で採択された。

(3) ハンセン病患者・元患者及びその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じ、各都道府県のハンセン病問題に関する相談支援窓口に連携・協力を依頼するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて、ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ハンセン病問題に関する人権侵犯※	1	0	1	0	0

※ 令和6年までは、「ハンセン病患者等に対する差別待遇」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

12 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が必要不可欠である。

政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づく「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、広報・啓発活動を始めとする再犯の防止等のための様々な施策を推進している。

(1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組

法務省では、再犯防止啓発月間及び“社会を明るくする運動”強調月間である7月を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の改善更生、再犯の防止等について、広く国民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動を展開している。

令和7年度は、再犯防止啓発月間において、「コットンと考える『再犯防止』～830人の社会復帰を支援！伊豆丸剛史さんに聞く～」と題した再犯防止に関する広報・啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信した。本動画は、吉本興業株式会社所属のお笑いコンビ・コットンが、長年にわたり民間の立場から罪を犯した高齢者・障害者の社会復帰支援に携わってきた伊豆丸剛史氏にインタビューを行う内容となっており、再犯防止の取組においては、支援者だけではなく、地域社会の皆様にも関心を寄せていただくことが重要であることを発信した。また、「再犯防止啓発月間ポスター」を制作し、法務省関係機関をはじめ、地方公共団体、警察署、大学等の様々な場所で掲示した。

“社会を明るくする運動”においては、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別をなくし、全ての国民が安心して暮らせる幸福な社会を実現するために、「幸福の黄色い羽根」を運動のシンボルとして掲げ、広報啓発イベント、ミニ集会、住民集会、講演会、弁論大会、作文コンテスト等の啓発活動を全国各地で行っている。

令和7年度も、XやインスタグラムといったSNSを活用するとともに、芸能事務所と連携したイベントの開催や各種動画の作成等、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。また、令和7年7月1日には、渋谷よしもと漫才劇場において、第75回“社会を明るくする運動”強調月間のキックオフイベントを行った。

以上のような取組を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。



再犯防止に関する広報・啓発動画



再犯防止啓発月間ポスター



第75回“社会を明るくする運動”ポスター


第75回“社会を明るくする運動”
強調月間キックオフイベント

(2) 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動等

法務省の人権擁護機関では、「刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑を終えた人であることを理由とする人権侵害※	4	4	2	7	4

※ 令和6年までは、「刑を終えた人に対する差別待遇」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

13 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。同法に基づき、令和8年3月に閣議決定された「第5次犯罪被害者等基本計画」では、「4つの基本方針」（注1）の下、「5つの重点課題」（注2）について307の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同基本計画に基づく施策が進められている。

（注1）「4つの基本方針」①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること

（注2）「5つの重点課題」①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続等への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

（1）犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 法務省では、犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁等において犯罪被害者等に配布するとともに、同パンフレットを法務省及び検察庁ウェブサイトに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施しているほか、同制度を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08_00011.html）に掲載するなどして、同制度の広報や関係機関・団体等に対する周知に努めている。

さらに、法務省の人権擁護機関では、「犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



パンフレット
「犯罪被害者の方々へ」

イ 警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施してきたが、令和7年度から、同週間を拡充し、11月1日から12月1

日までを「犯罪被害者月間」とし、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の一層の醸成を図っている。同月間において、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」のピンバッジを全閣僚が着用するとともに、中央イベントを東京で開催して、国民に向けた犯罪被害者等支援への理解と協力を呼び掛ける内閣総理大臣メッセージを発信したほか、犯罪被害者遺族による講演やパネルディスカッション等を行った。また、令和7年6月には、犯罪被害に遭われた方・支援者のためのポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/index.html>）を新設し、関係機関・団体の支援制度や相談窓口等を幅広く掲載するとともに、人権に関する講義を含めた支援者向けのオンデマンド研修教材を掲載した。

さらに、警察における犯罪被害者等支援の広報・啓発として、パンフレット「警察による犯罪被害者等支援」、「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成・配布を行うとともに、毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。

都道府県警察では、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催するとともに、中学生・高校生を対象に、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」を開催しているほか、大学生を対象にした犯罪被害者等支援に関する講義を行うなど、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

(2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

ア 検察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

イ 警察職員

警察では、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、警察職員に対し、犯罪被害者等支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

ウ 保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようにする観点から、また、保護観察対象者に対して、犯罪被害者等

の心情やその置かれている状況について十分理解させ、しよく罪意識^{かん}の涵養を図る観点から、犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

エ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の職員

警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師の派遣を行っているほか、同団体に対し、支援者向けのオンデマンド研修教材の活用を働き掛けるなどしている。

(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
犯罪被害（二次的被害）に関する人権侵害※	0	2	1	6	3

※ 令和6年までは、「犯罪被害者等に関する人権侵害」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

トピックス

法テラスによる犯罪被害者等支援弁護士制度の運用開始

犯罪被害者等支援弁護士制度（以下「本制度」という。）は、犯罪被害者等が精神的・身体的被害により、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、経済的困窮から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、原則として法テラスが費用を負担して早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行う制度である。

本制度は、法テラスにおいて、令和8年1月13日から運用が開始された。

1 本制度創設の経緯

法テラスでは、平成18年の設立当初から、犯罪被害者支援ダイヤルによる情報提供サービス等の様々な犯罪被害者支援業務を行っていたが、犯罪被害者等関係団体等からは、支援対象や支援内容が限定的であるなどの指摘がなされていた。

そこで、法務省においては、「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」（令和2年7月設置）や「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」（令和3年10月設置）において、犯罪被害者等に対する法的支援の方策・在り方について検討を行い、令和5年4月、早期の段階から弁護士による「継続的かつ包括的」な支援を受けられるよ

うにすること等を内容とする制度の導入を求める取りまとめを公表した。また、同年6月には、内閣総理大臣を会長とする「犯罪被害者等施策推進会議」において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、本制度の導入に向けた具体的な検討や法整備を含めた施策を実施することとなった。

このような経緯を経て、令和6年4月に「総合法律支援法の一部を改正する法律」（令和6年法律第19号）が成立し、本制度が創設されるに至った。国及び法テラスにおいては、こうした本制度の成立までの経緯を踏まえ、本制度が犯罪被害者等に真に寄り添ったものとなるよう、犯罪被害者等支援に携わる関係機関と緊密に連携して適切な運用を行うことが求められている。

2 本制度における支援内容について

本制度により犯罪被害者等に提供される支援としては、まず、犯罪被害者支援ダイヤル等を通じて法テラスに御相談をいただいた犯罪被害者等に対し、法テラスと契約する「精通弁護士」（犯罪被害者支援に理解と経験のある弁護士）を紹介して無料の法律相談を実施する。

さらに、法律相談を受けた精通弁護士が事件を受任した後は、当該精通弁護士から

- ① 被害届の提出や捜査機関への同行、刑事裁判への付添い等の刑事手続における支援
- ② 加害者への損害賠償の請求や示談交渉等の民事手続における支援
- ③ 犯罪被害者等給付金等の支給申請
- ④ 報道機関への対応

などの支援を受けることができる。



①制度のポイント等

3 本制度の利用要件について

本制度を利用するためには、「対象犯罪」と「資力要件」の2つの要件を満たす必要がある。

(1) 対象犯罪

「対象犯罪」は、犯罪被害者がどのような被害に遭ったかに係る要件であり、

- ① 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪及びその未遂罪（殺人、強盗殺人、傷害致死、危険運転致死等）
- ② 刑法176条、177条若しくは179条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪を含む罪及びその未遂罪（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ、監護者性交等）
- ③ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪（傷害、危険運転致傷等）であって、

当該犯罪行為により治療に要する期間が3月以上の負傷若しくは疾病の被害を受けた場合、又は一定の後遺障害（犯罪被害給付制度における障害給付金の対象となる第1級～第14級の後遺障害）が存する負傷若しくは疾病の被害を受けた場合が対象となる。

なお、本制度は被害に遭った直後から利用することが可能であるところ、その段階では事実関係が十分に明らかになっていないといった事情から、対象犯罪に該当するか判断し難い場合も少なくないことから、法テラスでは、本制度の趣旨を踏まえ、本制度の利用を希望された犯罪被害者等から聴取した内容を基礎として（傷害結果の判定等については、診断書等その時点で提出可能な資料を提出いただくことを想定している。）、対象犯罪に該当する可能性が認められる場合には、本制度の利用を認める柔軟な運用に努めることとしている。

(2) 資力要件

本制度は、経済的な事情から自己の費用で弁護士の援助を受けることができない犯罪被害者等に対する支援の制度であることから、利用に当たって「資力要件」を設けている。具体的には、流動資産（現金、預貯金等）から一定の療養費や犯罪被害者等給付金等を控除した額が300万円以下である場合が対象となる。

●対象となる犯罪
①故意の犯罪行為により人を死亡させた罪 (未遂を含みます。) (殺人、傷害致死、強盗殺人、危険運転致死など)
②刑法における一定の性犯罪等 (未遂を含みます。) (不同意性交等、不同意わいせつなど)
③故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により治療期間が3か月以上又は一定の後遺障害(後遺障害等第14級以上)の被害を受けた場合における当該犯罪 (傷害、危険運転致傷など)
※令和5年1月13日以降に被害にあわれた方が対象です。 ※被害者本人が亡くなった場合、ご家族が利用できます。 ※被害者本人が亡くなった場合、ご家族が利用できる場合があります。

②対象となる犯罪

●資力要件
申込者とその配偶者の現金、 預貯金等を足した額が 300万円以下であること。
※配偶者が相手方である場合など、資力を加算することが相応でない場合は、配偶者の資力を加算しないことができます。
※犯罪行為を原因として、1年以内に支出すると認められる一定類型の費用は、資力から控除します。
※犯罪被害者等給付金や、その他地方自治体等からの一定類型の給付金は、資力から控除します。

③資力要件

4 本制度の利用方法

犯罪被害者等から、法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）に連絡いただくか、お近くの法テラスに直接連絡いただければ、法テラスから精通弁護士を紹介して無料法律相談を実施する。そして、法律相談を経て、弁護士による継続的な支援が必要であり、かつ、本制度の利用要件を満たしていると判断された場合には、当該精通弁護士により本制度を利用した支援が引き続き行われることになる。

また、利用要件を満たさず本制度の利用が難しい場合でも、法テラスにおいて、当該犯罪被害者等が利用可能な支援メニューを案内することが可能であるので、犯罪被害に遭われた際、まずは法テラスに御連絡いただけるよう、法テラス及び関係機関において制度の周知・広報に努める必要がある。

14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国の主権に関わる問題であるとともに、重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。）において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和7年度は、政府主催イベントとして、令和7年12月13日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による政府主催「拉致問題に関するシンポジウム～全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて～」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮による拉致問題の実態と家族の苦悩について、拉致被害者等御家族による「生の声」の訴えが行われたほか、有識者による北朝鮮を巡る情勢等についての講演が行われた。また、中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式、「拉致問題に関する中学生サミット」の報告等も行った。

さらに、同週間の周知を目的として、インターネット広告及び全国の鉄道主要路線における車内広告を実施するとともに、全国の地方新聞52紙へ広告を掲載したほか、関係府省庁や地方公共団体と連携して、全国各地でポスターを掲出するなど、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



拉致問題に関するシンポジウム
～全ての拉致被害者の
一日も早い帰国の実現に向けて～





作文コンクール受賞者



中学生サミット動画アイデア採用班

ポスター
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

(2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、政府拉致問題対策本部ウェブサイト、YouTube拉致問題対策本部公式動画チャンネル、拉致問題対策本部公式Xアカウントの運営、ポスターやパンフレットの配布等を行っている。

また、令和7年度は、若年層向けに、拉致問題の経緯・政府の取組・北朝鮮側の主張の問題点等を分かりやすく解説した拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」及びこども向けのアニメーション動画「たいせつな人を取り戻すために」を制作し、公開するとともに、令和8年2月には主要都市大型デジタルサイネージにおいて、拉致問題に関する中学生サミット（下記）参加者のアイデアを基に制作した広報動画を掲出した。

拉致問題解説動画
「あの日、僕は拉致問題を知った」こども向けのアニメーション動画
「たいせつな人を取り戻すために」

(3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は、地方公共団体及び民間団体との共催による啓発行事として全国各地で「拉致問題を考える国民の集い」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会を開催した。また、令和7年度は、地方公共団体との共催、法務省、外務省及び文部科学省の後援により、拉致問題啓発行事として、舞台劇「めぐみへの誓いー奪還ー」を8回上演した。

チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演
『めぐみへの誓いー奪還ー』」

(4) 学校教育における取組

各学校での拉致問題に関する授業の実施等、若年者向けの取組のなお一層の促進に向けて、各都道府県教育委員会等に対し、拉致問題担当大臣及び文部科学大臣の連名による通知を発出するとともに、アニメ「めぐみ」を始めとした広報啓発コンテンツ等の教育現場での活用を依頼した。

また、拉致問題対策本部は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」を実施するとともに、拉致問題対策本部電子図書館で電子コミック「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」を教育現場に無償貸与する取組を行っている。

さらに、令和7年度で3回目となる「拉致問題に関する中学生サミット」を開催した。全国の都道府県及び政令指定都市教育委員会から推薦された67人の中学生が東京に集まり、拉致問題について学んだ上で、拉致問題を同世代、家族、地域の人に自分事として考えてもらうための動画のアイデアをグループに分かれて話し合い、劇として発表した。その中のアイデアを基に広報動画を制作し、YouTube拉致問題対策本部公式動画チャンネルで公開するとともに、デジタル広告等でも活用している。これらの取組以外にも、平成30年度から「拉致問題に関する教員等研修」（令和7年度から「拉致問題に関する教員等セミナー」に改称）を実施しており、令和7年度は、拉致問題の概要説明、拉致被害者家族及び帰国拉致被害者の講話等を内容とするオンライン研修を実施した。令和元年度から、初等中等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に、拉致被害者家族及び帰国拉致被害者の講話、学習指導案の作成、模擬授業の実施等を通じて授業で拉致問題を取り上げるための教授能力を身に付ける講座を大学と共同で開設しており、令和7年度は岡山大学と共同で実施した。



広報動画「会いたい」篇

また、文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等において、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

(5) 海外に向けた情報発信

各国首脳・外相との会談、G7サミットを含む国際会議などの外交上のあらゆる機会

を捉え、拉致問題を提起している。

令和7年6月のG7カナサスキス・サミットでは、石破内閣総理大臣から、G7首脳に対し、拉致問題の即時解決に向け、引き続き理解と協力を改めて求めた。同月には、日本、米国、豪州、韓国及び欧州連合（EU）の共催により、拉致問題に関するオンライン国連シンポジウムを開催し、拉致問題の一刻も早い解決に向けて国際社会の理解と協力を呼び掛けた。また、同年10月の日・ASEAN首脳会議では、高市内閣総理大臣から、北朝鮮による拉致問題の即時解決は急務であるとして、引き続き各国の理解と協力を要請した。ASEAN側からも、拉致問題の解決の重要性について言及があった。同年10月に高市内閣総理大臣とトランプ大統領の間で行われた日米首脳会談においても、拉致問題の即時解決について、高市内閣総理大臣から、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。加えて、トランプ大統領及びルビオ国務長官は、拉致被害者家族と面会し、日米首脳会談と合わせ、拉致問題の即時解決に向けた米国の全面的な協力と日米の強固な連携を再確認する機会となった。さらに、令和8年3月に高市内閣総理大臣とトランプ大統領との間で行われた日米首脳会談においても、拉致問題の即時解決について、高市内閣総理大臣から、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、令和7年度は、大阪・関西万博に合わせ、関西国際空港や大阪メトロ主要駅において英語のポスターやサイネージ動画を掲出したほか、8月には会場内でパネル展を実施した。さらに、令和8年3月には、令和6年度に続き、米国など国際社会において広く拉致問題の即時解決に向けた理解と協力を訴えるため、米ワシントン・ポスト紙に日本政府の意見広告を掲載した。

そのほかにも、外務省では、在外公館において、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。

(6) 国連における取組

令和7年4月には国連人権理事会、同年12月には国連総会において、欧州連合（EU）等が提出し、我が国が共同提案国となった、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。特に、同年12月の国連総会で採択された決議では、拉致問題に関してしっかりと記載されており、具体的には拉致被害者及び家族が高齢化している中、深刻な人権侵害を伴う国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の更なる緊急性及び重要性を深刻な懸念をもって改めて強調し、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、特に平成26年（2014年）5月の日朝政府間協議に基づき、北朝鮮が全ての日本人に関する調査を開始して以降、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないこと、及び強制的失踪作業部会等からの複数回の情報提供要請に対して同一かつ実質的な内容がない回答をしていることに対し深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処に当たり、拉致被害者及びその家族の声に真摯に耳を傾け、速

やかに被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、及び全ての拉致被害者に関する全ての問題の即時解決、特に全ての日本人及び韓国人拉致被害者の即時帰国を改めて強く要求する内容となっている。

また、令和7年5月には、前年の国連総会決議に基づき、北朝鮮における人権侵害に関する国連総会ハイレベル会合が開催され、日本、米国、韓国を始めとする各国から、北朝鮮の人権侵害への深刻な懸念を表明し、拉致問題の即時解決を含め、具体的な行動を求めるステートメントが行われた。

(7) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。令和7年度は、全国人権擁護委員連合会、中部ブロック人権擁護委員連合会、名古屋法務局及び福井地方法務局の共催で「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」を実施した。

なお、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組は、前記14(1)のとおりである。

(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

15 性的マイノリティ

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号。以下「理解増進法」という。）が議員立法により成立・施行された。

政府は、理解増進法に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、関係府省庁が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）を総合的かつ効果的に推進することとしている。

(1) 性的マイノリティの人権に関する啓発広報

ア 内閣府では、理解増進法の趣旨や目的に関するQ & A及びリーフレット、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の尊重に関する考え方を説明するパンフレットを作成するとともに内閣府ウェブサイト（<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>）に掲載し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について国民の理解の増進を図っている。特にパンフレットについては、令和8年2月に地方公共団体等を通じて国民一般向けに配布も行った。

また、各府省庁、地方公共団体及び事業主等における理解増進の取組にも資するよう、都道府県・政令指定都市における理解増進施策の担当課の一覧、理解増進法第7条に基づく理解増進施策の実施状況、理解増進法第9条に基づく学術研究等の成果物及び理解増進法第11条に基づく性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の開催状況についても併せて内閣府ウェブサイトに掲載している。

イ 総務省では、地方公共団体における職員の採用に当たり、性的指向及びジェンダーアイデンティティといった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）第13条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験について点検することを依頼したり、各種ハラスメントの防止に向けて、厚生労働省指針等を踏まえ、適切に取り組むことを要請したりするなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人

権啓発活動を実施している。

その一環として、性的マイノリティの人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子及び啓発動画「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」や、啓発動画「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」について、全国の法務局・地方法務局における配布や貸出し、YouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

また、令和5年3月から、企業・団体における性的マイノリティに関する取組を促進するとともに、社会全体の性的マイノリティの方々に対する理解の増進に資するよう、企業等の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」において、投稿型コンテンツを運用しており、その周知を図っている。



「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」
特設サイト

(2) 学校教育における取組

文部科学省では、平成27年4月に、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向けパンフレット）を文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf）において公表及び全国の小中高等学校等に配布するとともに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等においても、周知徹底を図っている。さらに、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記し、教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること等について記載している。加えて、日本学生支援機構が作成した「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（教職員向け啓発資料）を活用し、大学等の教職員が出席する会議等を通じて、学生の意思等に配慮したきめ細かな対応を依頼するなどの取組を実施している。

このほか、理解増進法の成立・施行を踏まえ、同法の趣旨や、文部科学省における性的マイノリティの児童生徒等への対応に関する取組について、教育委員会や大学等に周

知を行った。

(3) 性的マイノリティの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 厚生労働省では、性的マイノリティに関することを理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援等を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的マイノリティに関する理解を促進するため、性的マイノリティに関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等を踏まえつつ、企業が職場において活用可能な周知啓発資料を作成した。

さらに、男女雇用機会均等法に基づく職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための指針及び求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止のための指針において、相手が性的マイノリティであるかどうかにかかわらず、性的な言動がセクシュアルハラスメントに該当する旨を明記しており、また、労働施策総合推進法に基づく職場におけるパワーハラスメント防止のための指針及び職場におけるカスタマーハラスメント防止のための指針において、性的マイノリティに関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントやカスタマーハラスメントに該当すると考えられる例として明記している。

このほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレット等に「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨記載し、ウェブサイト上にも公表している。

イ 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的マイノリティに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
性的マイノリティに関する人権侵犯	9	9	26	12	9

（法務省人権擁護局の資料による）

16 令和7年度啓発活動強調事項に掲げた人権課題

政府は、人権教育・啓発に関する基本計画の「各人権課題に対する取組」に掲げられていない人権課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策を実施している。

その中には、広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として、被爆に関するいわれなき差別や風評被害等といった、筆舌に尽くし難い長年にわたり生じている人権問題等、唯一の戦争被爆国である我が国において、引き続き、施策強化を必要とするものもある。

ここでは、法務省の人権擁護機関が啓発活動強調事項として掲げている課題を取り上げ、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の時限法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、平成29年6月に更に10年間延長されたところである。

また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、ホームレスに対する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ホームレスに関する人権侵犯※	1	0	0	0	0

※ 令和6年までは、「ホームレスに対する人権侵犯」の件数として集計。
(法務省人権擁護局の資料による)

(2) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯に対する適切な対応

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻

な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

ア 政府は、「人身取引対策行動計画2022」（令和4年12月）に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

令和7年8月、人身取引対策推進会議の第11回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係府省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表し、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策に係る取組を着実に進めていくことを確認した。さらに、同会議の第12回会合における官房長官指示のとおり、政府一丸となった人身取引対策の一層の強化のため、各府省庁において、「人身取引対策行動計画2022」の改定に向けた作業を行った。

イ 出入国在留管理庁では、人身取引対策への取組を、「出入国在留管理」（出入国在留管理行政の現状についての報告書）、パンフレット及びウェブサイトに掲載しており、ウェブサイトにおいては多言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、外国人の人権に配慮した適正な雇用等に係る啓発活動を行っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、全国の法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的サービスや労働の強要等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。さらに、平成27年10月から、人権侵犯事件の調査救済手続において、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人身取引に関する人権侵犯	0	0	0	4	0

（法務省人権擁護局の資料による）

エ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また、在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、人身取引の防止も含めた査証審査の観点から、水際対策としての査証の役割や、赴任国における関係機関との連携等、人身取引防止対策に関する講義を実施している。さらに、外務省ウェブサイト上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

加えて、我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関（IOM）

への抛出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っており、平成17年5月1日以降令和8年3月31日までに、計378人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

このほか、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の多言語対応リーフレットや内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。また、我が国は、IOMが事務局を務める「バリ・プロセス」(密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス)のウェブサイト運営を継続的に支援している (<http://www.baliprocess.net>)。

オ 内閣府では、人身取引のうち性的サービス等の強要に関する被害者向け及び需要者向けの2種類の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関 (IOM)、その他関係機関等に配布するとともに、SNSを活用



ポスター
「人身取引対策」(被害者向け)



ポスター
「人身取引対策」(需要者向け)

し、我が国における人身取引事犯の実態、人身取引事犯の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

カ 警察庁では、人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを多言語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすい場所へ配布するなどしているほか、NGOと意見交換をしながら人身取引の実態を示した資料を作成し、リーフレットとともに警察庁ウェブサイトに掲載している。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」(<https://www.tokumei24.jp/>)を運用している。



リーフレット「人身取引対策」



キ 厚生労働省では、人身取引対策行動計画2022に基づき、女性相談支援センターにおいて、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。

(3) 震災等の災害に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,901人、行方不明者2,519人の甚大な人的被害が生じた（警察庁調べ）未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に令和8年2月1日時点で2万6,281人に及んでいる（復興庁調べ）。

このような大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づき他人を不当に扱ったり、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るのみならず、避難や復興の妨げにもなりかねない。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、インターネット上で偽・誤情報が流通・拡散したことから、法務省は、SNSアカウントにより、正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動すること、真偽の不確かな情報については、安易に拡散せず、国、地方公共団体などの行政機関や国際機関などの専門機関、新聞やテレビなどの報道機関やファクトチェック団体が発表している情報を確認すること、どのような意図であれ、SNS等に偽・誤情報を投稿する行為は、社会を混乱させたり、他人に迷惑をかけたり、罪になる場合もあるため、くれぐれも慎むこと等の注意喚起を実施したほか、総務省は、SNSアカウントにおける注意喚起のほか、主要なSNS等のプラットフォーム事業者に対し、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うよう要請も行った。

また、法務省では、東日本大震災の発生から15年となる令和8年3月11日に合わせ、人権擁護局の公式SNSにおいて、災害発生時における不確かな情報に基づく不当な取扱いや、偏見や差別をあおることを意図したインターネット上への虚偽の情報の投稿に備え、普段から、正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心をもって行動するよう、改めて呼びかけを行った。

さらに、大規模災害から受ける影響は女性と男性とで異なり、特に女性やこども、脆弱な状況にある人々の状況がより厳しくなる傾向がある。これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じた。こうした状況を改善するには、防災・復興に女性が「主体的な担い手」として取り組み、平常時からあらゆる災害対策に女性の視点を取り入れることが重要であり、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進め、地域の災害対応力の強化につなげていく必要がある。

ア 避難生活における啓発等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布のほか、誰もが当事者になり得る避難生活の実情を提示し、それを支援するために必要となる人権的配慮や、将来を担うこどもたちへの適切な支援・教育について自発的に考えることを促すための啓発資料として、これまで開催してきた「災害と人権に関するシンポジウム」のダイジェスト動画を配信するなどの各種人権啓発活動を実施している。

また、風評に基づく差別的取扱い等、災害に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権問題の発生を防止するため、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。人権相談等を通じて、震災等の災害に起因する偏見や差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
災害に起因する人権侵犯	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 文部科学省では、被災したこどもの心のケア等への対応のため、学校等にスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費を支援している。令和7年度予算においても、被災地方公共団体の要望を踏まえ、スクールカウンセラー等を派遣するために必要な措置をしている。

イ 原発事故に伴う風評被害等

(ア) 東日本大震災から15年が経過したが、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見、差別は今なお懸念されている。

法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、文部科学省が小・中・高等学校等向けの資料として作成している放射線副読本について、法務省ウェブサイトにおいても周知するなど、各種人権啓発活動を実施している。

(イ) 文部科学省では、神奈川県横浜市などで東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて、平成28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、①原発事故の避難者である児童生徒を含め、被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと、②被災児童生徒に対して、心のケア等、日常的に格別の配慮を行うこと等の対応を求める通知を発出した。また、平成29年3月、国のいじめ防止基本方針を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めている。さらに、同年4月11日、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等

の職員、学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。令和7年度においては、引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行政説明の開催等を通じて、上記の内容を含め、各教育委員会・学校等に対し、被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応を求めた。

このほか、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、文部科学省が作成する放射線副読本について、全国の小・中・高等学校等に周知を行った。なお、この放射線副読本の中では、避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容も記載している。

(4) ゲノム情報（遺伝情報）

ゲノム医療は、個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題がある。ゲノム情報による不当な差別等の具体的な事例として、就職・就労（人事評価を含む。）、生命保険の引受け・支払、結婚等の場面における事例が報告されており、また、がんや難病の患者団体を対象とした調査では、医療従事者、家族・親族、友人、職場の同僚等からの言動により傷ついた経験のほか、インターネット上で匿名投稿者からの誹謗中傷を受けた例も示されている。ゲノム情報には疾患発症リスクや体質等の遺伝的特徴が含まれることから、本人だけでなくその家族も不当な差別等の対象となり得る点が指摘されており、実際に前記調査においても家族が不当な扱いを受けたとの報告もある。

このような状況に鑑み、令和5年6月16日に「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（令和5年法律第57号。以下「ゲノム医療推進法」という。）が成立した。同法は、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他ゲノム医療施策の基本となる事項を定めることにより、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。

ゲノム医療推進法第8条の規定に基づき、令和7年11月21日には「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」が閣議決定された。同計画では、「個人の権利及び利益を尊重しながらゲノム医療を推進することで、国民の健康に寄与することを目指す」ことを全体目標とし、「国民の適切な理解と啓発」、「医療等の提供体制の構築」、「研究開発の推進」の3分野の目標を定めており、特に、「国民の適切な理解と啓発」の分野では、ゲノム情報による差別等への適切な対応の確保を図ることとしている。国民がゲノム情報に関する基礎的理解を深め、遺伝的多様性を尊重し、相互理解と生命倫理への理解を促進することにより、社会全体としてゲノム情報を適切に扱うためのリテラシーの向上を図ることが必要である。

ア 対応方針の作成と周知

厚生労働省において、労働分野における不当な差別等を防止するため、採用選考時、採用後にゲノム情報の収集を行わないことや、ゲノム情報を根拠に本人の望まない配置転換や解雇を行わないこと等を雇用者に求める「ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）」を策定し、周知を行った（令和6年8月20日公開）。また、令和7年度厚生労働科学研究費補助金において、ゲノム情報による不当な差別等に関する事例収集及び対応方針の整理を行う研究を開始した。

生命保険協会及び日本損害保険協会においては、生命保険と損害保険の引受け・支払において遺伝学的検査結果の収集・利用は行わないこと等を定めた「遺伝情報による不当な差別等への対応の確保（保険分野における対応）」の策定が行われ、金融庁においてその周知が図られた（令和7年3月25日公開）。

イ 相談窓口と救済制度の周知

厚生労働省、個人情報保護委員会、金融庁及び法務省では、ゲノム情報による不当な差別等に関する相談に対応するための相談窓口を設置している。また、厚生労働省では、「ゲノム医療について」のウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59050.html）において、不当な差別を受けた場面等に応じた相談先を案内し、必要な支援につながるよう周知を行っている。

トピックス

「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっている。平成23年の第17回国連人権理事会（※）においては、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持された。また、平成27年に、国連において、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」が定められた際にも、指導原則遵守の重要性が改めて確認されており、企業がSDGsに取り組む上で、人権を尊重した行動をとることが求められている。

このような「ビジネスと人権」に対する国内外の関心の高まりを受けて、令和2年10月、政府は、指導原則の着実な履行の確保を目指すものとして、また、SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとして、「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」（以下「行動計画」という。）を策定し、各府省庁において施策を進めるとともに、企業による人権尊重の取組を後押ししてきた。

また、令和4年9月には、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における

人権尊重のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定・公表した。

行動計画及びガイドラインの周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、全府省庁で行うこととされており、各府省庁で各種取組が行われている。外務省では、ビジネスと人権の関連情報を紹介するポータルサイトを立ち上げ、指導原則の広報動画等を配信するとともに、ビジネスと人権に関する企業の取組事例集の公表、外務省が主催するイベント情報の提供等を通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行っている。また、行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として、内閣官房副長官補の下で、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」を開催している。令和5年4月に関係府省庁連絡会議において決定した、公共調達における人権配慮に関する政府の方針に基づき、全関係府省庁において、入札説明書や契約書等に企業が人権尊重に取り組むよう努めることを求める記載を行っている。さらに、幅広い関係者との対話の場である円卓会議及びその下に設けた作業部会の開催を通じ、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと議論を進めている。加えて、国連開発計画(UNDP)への拠出を通じて、東南アジアを始め日本企業進出国を中心に、各国における行動計画の策定・実施を支援するとともに、日本企業及びその取引先(サプライヤー)による人権尊重の取組を支援している。

経済産業省においては、令和5年に中小企業を始めとして、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が政府策定のガイドラインに沿った取組を進める際の後押しとなるよう「サプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」(以下「実務参照資料」という。)を作成・公表した。令和7年度には、ガイドラインや実務参照資料の活用を促すため、中小企業庁と連携した中小企業向けのセミナー、経済産業省主催の取組支援セミナーを開催し、周知・啓発を進めている。日本貿易振興機構(ジェトロ)では、海外諸国の法令等の情報発信、ガイドラインや実務参照資料に関する相談対応を行っており、令和7年度には中小企業への伴走支援も実施した。さらに、電子電機産業のサプライチェーンにおける企業間連携を促進する業界団体主導のイニシアティブを支援するとともに、全国社会保険労務士会連合会や国際労働機関(ILO)と協力して、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材の育成・強化を進めている。また、東南アジア企業の経営層・管理職や業界団体を対象とした、責任ある企業行動の推進研修を実施するなど、国内外において、企業の人権尊重の取組を後押しする活動に取り組んでいる。

厚生労働省では、「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会(ビジネスと人権検討会)」報告書の内容を踏まえ、国際労働基準を周知するために作成した「労働におけるビジネスと人権チェックブック」の英訳版を令和7年6月に作成し、厚生労働省ウェブサイトや日系企業向けのセミナーにおいて周知している。また、令和7年12月に厚生労働省職員を対象としたビジネスと人権に関

する研修を実施した。

農林水産省では、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表し、食品企業における人権尊重の取組を後押ししている。令和7年度は、食品企業において人権尊重の取組の最前線で活躍されている方を講師として招き、講演を実施した。また、企業による適切な対応を更に推進するため、取組の工夫やステップを示した事例集を作成した。

法務省の人権擁護機関では、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することへの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、「ビジネスと人権」に関する取組を先進的に推進している中小企業の事例を紹介する『『ビジネスと人権』ファーストステップ～中小企業向け取組事例集～』を作成したほか、企業等が自ら研修を実施するための啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を法務省ウェブサイトに掲載するとともに、YouTube法務省チャンネルで研修用動画を配信している。また、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツの特設サイト「Myじんけん宣言」についても、インターネット動画広告等による周知を行うなどして、企業等に参加を呼び掛けており、令和8年3月時点で1,400を超える企業等の方々が、自らの人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明している。さらに、全国の法務局・地方法務局において、企業等からの要望に応じて、法務局職員や人権擁護委員を派遣して人権研修を実施したり、企業内で問題となることの多い人権課題をテーマとした啓発動画及び啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会」の配信・配布を行ったりするなど、ビジネスと人権に取り組む企業等を支援する取組を実施している。これらの人権に配慮した企業活動を一層促進するには、消費者の理解を促すことも重要であり、上記の「Myじんけん宣言」特設サイトは、人権尊重のために取り組む企業等の姿勢を消費者の立場から確認し、理解を深める場にもなっている。

加えて、消費者庁においても、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及に取り組んでいる。

令和7年12月には、政府は、企業活動におけるより実効性のある人権尊重の促進を図るため、行動計画を改定した。同行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、8つの優先分野に関する政府の取組の方針や各種施策を記載したほか、企業に対し、企業活動における人権への負の影響の特定、防止・軽減、評価及び説明・情報開示という一連の行為から成る人権デュー・ディリジェンスの効果的な実施を行うこと等への期待を表明した。政府は、引き続き同行動計画の実施や周知を通じて、ビジネスと人権に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進への貢献、日本企業の企業価値と国際競争力の向上及びSDGs達成への貢献につなげていく。

※ 国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として平成18年にスイス・ジュネーブに設置された。



ビジネスと人権ポータルサイト
(外務省ウェブサイト)



「Myじんけん宣言」特設サイト



平口法務大臣の「Myじんけん宣言」



啓発冊子
「今企業に求められる
『ビジネスと人権』への
対応 概要版」



啓発冊子
「『ビジネスと人権』
ファーストステップ
～中小企業向け取組事例集～」

トピックス

職場におけるハラスメント対策の推進

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為である。都道府県労働局や労働基準監督署等に設けられた総合労働相談コーナーには、職場のいじめ・嫌がらせやハラスメントに関する相談が数多く寄せられており、職場におけるハラスメントは社会問題として顕在化している。

労働施策総合推進法等により、全ての事業主に対し、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が義務付けられている。

厚生労働省では、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、事業主への周知を行っている。また、法律に基づく措置を講

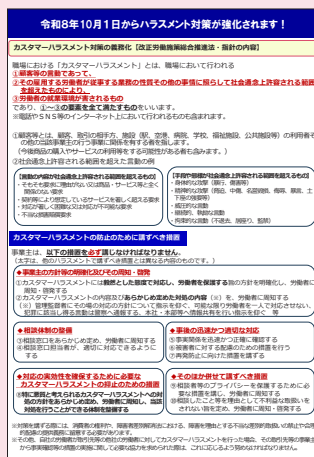
じていない事業主に対しては、都道府県労働局において助言・指導等を適切に行っており、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。さらに、職場におけるハラスメントの防止対策を促進するため、ハラスメント総合情報ポータルサイトの運営やパンフレット等による周知・啓発を実施している。

労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）が令和7年6月に公布され、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が、事業主の雇用管理上の措置として義務付けられることとなった。

令和8年2月には、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について、それぞれ事業主が講ずべき具体的な措置等について示した指針が告示され、同年10月1日から施行・適用される。



職場のハラスメント対策リーフレット



「令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！」

